

業務委託契約書(案)

頭 書

1	業務の名称	令和7年度 伊左地緑地危険木伐採業務
2	業務の場所	浜松市中央区伊左地町 地内
3	業務委託料	金*****円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金*****円)
4	履行期間	令和7年*月*日から令和8年3月25日まで
5	契約保証金	浜松市契約規則第27条第1項第3号により免除
6	支払期限等	第13条のとおり（請求の日から起算して30日以内）
7	前金払	不可
8	仕様書等	特記仕様書、公園維持管理共通仕様書、設計書

委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記の頭書及び裏面の条項により業務委託契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和* *年* *月* *日

委託者 所在地 浜松市中央区元城町103番地の2

名 称 滨松市

代表者 浜松市長 中野 祐介 (印)

受託者 住所又は所在地

氏名又は名称

条 項

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別紙の仕様書等（頭書8に記載する全ての文書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受託者は、この契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、この契約書及び仕様書等記載の業務（以下「業務」という。）を完了させるものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 受託者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがあるとき又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との合意があるときを除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

4 この契約書と仕様書等で記載内容に相違があるときは、仕様書等の記載内容が優先するものとする。また、仕様書等の中で記載内容に相違があるときは、頭書8の記載順が後の文書の記載内容が優先するものとする。

5 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、催告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面によって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、委託者及び受託者は、指示等を口頭で行うことができるものとする。

6 委託者及び受託者は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

7 受託者が共同企業体を構成しているときにおいては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行うものとし、共同企業体の構成員は、この契約に基づき委託者に対して負うすべての債務について、連帯して責任を負うものとする。

8 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(業務の目的及び内容)

第2条 この契約は、委託者が受託者に対し、頭書1に記載する業務を委託することを目的とする。

2 業務の内容は、仕様書等のとおりとする。

(業務の場所)

第3条 業務は、頭書2に記載する場所で履行するものとする。

（業務委託料）

第4条 業務委託料は、頭書3に記載する金額とする。

（履行期間）

第5条 履行期間は、頭書4に記載する期間とする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、頭書5に記載する金額とする。

- 2 委託者は、業務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託者の請求により、30日以内に契約保証金を受託者に返還する。ただし、委託者が次の各号に掲げる金銭を受託者に請求することができるときは、契約保証金をこれらの金銭に充てることができるものとする。
 - (1) 第30条又は第31条に規定する違約金
 - (2) 第32条又は第35条に規定する遅延損害金
 - (3) 第34条の規定による損害賠償金
- 3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

（業務予定表等の提出）

第7条 受託者は、この契約締結後、遅滞なく次の各号に掲げる文書を委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が特に認めるときは、当該文書の提出を省略することができる。

- (1) 業務予定表
 - (2) 業務責任者の届出書
 - (3) その他仕様書等で定める書類
- 2 委託者は、前項本文の規定により提出された文書を受理したときは、遅滞なくその内容を確認し、必要があると認めるときは、業務予定の変更を受託者に求めることができる。
 - 3 第1項の規定により提出された文書について、提出後に内容の変更があった場合において、委託者が必要があると認めるときは、受託者に対して当該文書の全部又は一部の再提出を求めることができる。

（業務委託の調査等）

第8条 委託者は、必要に応じ、受託者に対し、業務の履行状況について調査し、又は報告を求めることができ、受託者は、これに速やかに応じなければならない。

- 2 委託者は、前項の調査又は報告の結果、業務の完了のために必要があると認めるときは、受託者に対し、業務に関する指示を行うものとし、受託者は、当該指示に従い業務を行うものとする。

(業務完了報告書等の提出)

第9条 受託者は、業務が完了したときは、委託者に対し、業務完了報告書を直ちに提出しなければならない。

2 前項の場合において、業務完了報告書のほかに仕様書等に定める提出物があるときは、当該提出物を併せて提出しなければならない。

(検査等)

第10条 委託者は、業務完了報告書及び前条第2項に規定する提出物を受領したときは、直ちに当該業務について、第2条の目的並びに仕様書等に定める内容、履行水準、種類、品質及び数量（以下「契約内容」という。）に適合しているかを検査し、検査の可否を判定するものとする。

2 前項の検査において、不合格と判定されたときは、受託者は、委託者が定める相当の期間内に、委託者が指示する方法で業務の再履行又は追加を行い、改めて前項の検査を受けなければならないものとし、合格と判定されるまで、以後も同様とする。

3 前項の場合において、当該業務の性質が業務の再履行又は追加に適さないときは、委託者は、同項の規定による業務の再履行又は追加に代えて、不合格部分の業務に相応する業務委託料の減額を受託者に請求することができるものとする。

4 前項の規定により業務委託料の減額を請求する場合において、その減額割合は、次の各号のいずれかの方法により定めるものとする。

(1) 仕様書等に減額割合についての定めがあるときは、委託者がその定めに基づき決定し、受託者に通知する。

(2) 仕様書等に減額割合についての定めがないときは、委託者と受託者が協議して決定する。

5 前3項の規定は、委託者による解除権の行使及び受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(支払の請求)

第11条 受託者は、前条第1項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を委託者に請求することができるものとする。

(前金払の請求)

第12条 受託者は、頭書7に前金払を認める記載があるときは、前条の規定にかかわらず、業務委託料の前金払を委託者に請求することができるものとする。

(支払期限等)

第13条 委託者は、前2条の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を受託者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は、第1条第8項の規定にかかわらず、委託者が負担す

るものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第14条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

（一括再委託の禁止）

第15条 受託者は、業務の履行を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、やむを得ず、業務の一部を再委託するときは、委託者と事前に協議した上で、業務委託一部再委託届を提出するものとする。

（仕様書等の変更）

第16条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を受託者に通知して、仕様書等を変更することができる。

2 委託者は、前項の場合において必要があると認めるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。

（不可抗力による業務の中止）

第17条 受託者は、天災等委託者と受託者のいずれの責めに帰すことができない事由（以下「不可抗力」という。）により業務の全部又は一部を中止する必要があると認めるときは、委託者と協議の上、業務の全部又は一部を中止することができる。

2 委託者は、不可抗力により業務の全部又は一部を中止する必要があると認めるときは、受託者に通知して、業務の全部又は一部を中止させることができる。

3 前2項の規定により業務を中止したときは、委託者は、業務委託料から当該中止した業務の対価に相応する金額を差し引いた金額を受託者に支払うものとする。このときにおいて、委託者は、当該中止により受託者に生じた損失を負担しない。

（その他の事由による業務の中止）

第18条 委託者は、不可抗力以外の事由が生じた場合において必要があると認めるときは、受託者に通知して、業務の全部又は一部を中止させることができる。

2 委託者は、前項の規定により業務を中止させた場合において必要があると認めるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。

（受託者の請求による履行期間の延長変更）

第19条 受託者は、受託者の責に帰すことができない事由によって履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示して、委託者に履行期間の延長変更を請求

することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、履行期間を延長変更するものとする。
- 3 前項の規定による履行期間の延長変更が委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、業務委託料について必要と認める増額変更を行い、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。
- 4 第2項の規定による履行期間の延長変更が委託者と受託者のいずれの責めにも帰すことができない事由によるときは、業務委託料の変更は行わないものとし、履行期間の延長変更により必要となる費用は、受託者が負担するものとする。

（履行期間の変更方法）

第20条 この契約の規定により履行期間を変更するときは、委託者と受託者が協議して変更後の履行期間を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

（業務委託料の変更方法）

- 第21条 この契約の規定により業務委託料を変更するときは、変更後の設計額から消費税及び地方消費税の額を減じて得た額に、変更前の業務委託料を変更前の設計額で除して得た割合を乗じ、千円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てた額に消費税及び地方消費税の額を加えて得た額を変更後の業務委託料とするものとする。
- 2 業務委託料の変更において、前項の規定により難い特別な理由があると認められる場合には、委託者と受託者が協議して変更後の業務委託料を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

（臨機の措置）

- 第22条 受託者は、業務の履行に関して、天災等による被害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、緊急やむを得ないときを除き、受託者は、あらかじめ委託者の意見を聴かななければならない。
- 2 受託者は、前項に規定する臨機の措置をとったときは、速やかに委託者に対して、その内容を通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

（事故等の報告と処理等）

- 第23条 受託者は、業務に関して事故その他業務の履行に支障を及ぼす事態（以下「事故等」という。）が発生したときは、直ちに委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、自己の責任において事故等を処理するものとする。ただし、委託者から事故

等の処理について指示があったときは、その指示に従い処理するものとする。

- 3 受託者は、事故等が発生したことにより、業務予定表に従った業務の履行ができないことが判明したときは、速やかにその旨を委託者に報告しなければならない。

(一般的損害)

第24条 業務の完了前に、業務の履行に関して生じた損害（次条及び第26条に規定する損害を除く。）は、受託者が負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第25条 業務の履行に関して第三者に損害が生じたときは、受託者が当該第三者に対して当該損害を賠償するものとする。ただし、その損害賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(不可抗力による損害)

第26条 業務の完了前に、不可抗力により業務の履行に関して生じた損害については、受託者が負担する。

(委託者の催告による解除)

第27条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受託者が業務を履行しない場合において、委託者が相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないとき。
- (2) 第10条第1項の検査が不合格の場合において、委託者が相当な期間を定めて業務の再履行又は追加を催告したにもかかわらず、その期間内に契約内容に適合する業務の再履行又は追加がないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に違反した場合において、委託者が相当な期間を定めて、その違反を是正するよう催告したにもかかわらず、その期間内に違反が是正されないとき。

(委託者の催告によらない解除)

第28条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に何らの催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 業務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受託者が業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 業務の一部の履行が不能である場合又は受託者が業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達することができないとき。
- (4) この契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければこの契約の目的を達することができない場合において、受託者が業務を履行しないでその時期を経過したとき。
- (5) 第1号から前号までに掲げる場合のほか、受託者が業務を履行せず、委託者が前条の催告をしてもこの契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が、この契約に関して次のいずれかに該当したとき。

ア 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法第96条の3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1

号に規定する刑が確定したとき。

- (7) 前号に定めるものを除くほか、受託者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (8) 受託者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、委託者の調査又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (9) 第29条に規定する事由によらないで、受託者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者について、破産手続開始が決定されたとき。
- (11) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

- (12) 受託者が、支払停止、支払不能状態に陥ったとき、又は受託者の手形若しくは小切手が不渡りとなったときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (13) 受託者が、差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に何らの催告をすることなく

直ちにこの契約の一部を解除することができる。

- (1) 業務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 受託者がその業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(受託者による解除)

第29条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第16条の規定により仕様書等を変更したことによって業務委託料の額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(違約金)

第30条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の100分の10に相当する額を違約金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

- (1) 第27条又は第28条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受託者が業務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって業務が履行不能となったとき。
- (3) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。
- (4) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。
- (5) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

(独占禁止法違反等があったときの違約金)

第31条 受託者は、第28条第1項第6号に該当したときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前条の違約金とは別に、業務委託料の100分の20に相当する額を違約金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

2 前項の規定は、業務の完了後においても適用する。

(受託者に履行遅滞があったときの遅延損害金)

第32条 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前2条の違約金とは別に、遅延損害金を委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

- 2 前項に規定する遅延損害金の額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延損害金約定利率」という。）の割合で計算した額とする。
- 3 前項に規定する遅延日数は、履行期間経過後に業務が完了したときは、履行期間の満了日の翌日からその業務完了日までの日数とし、履行期間経過後に業務の完了を待たず委託者がこの契約を解除したときは、履行期間の満了日の翌日からその解除日までの日数とする。

（違約金等の計算基礎とする業務委託料）

第33条 前3条の違約金又は遅延損害金（以下「違約金等」という。）の計算の基礎とする業務委託料は、次表に基づき委託者が定めるものとする。

(1) 総価契約のとき	業務委託料の総額
(2) 単価契約のとき（複数単価契約のときを除く。）	単価に予定数量を乗じて得た額
(3) 複数単価契約のとき	各単価に各予定数量を乗じて得た額の合計額
(4) 長期継続契約のとき	月額業務委託料に履行期間の月数を乗じて得た額、又は年額業務委託料に履行期間の年数を乗じて得た額
(5) 業務委託料に変更があったとき	変更後の業務委託料。

（委託者の損害賠償請求権）

第34条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 第27条又は第28条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、受託者が契約内容に適合した履行をしないとき又は契約内容に適合した履行が不能であるとき。

2 委託者は、違約金等の支払を受けた場合であっても、当該違約金等が前項の損害の全額を補うことができないときは、前項の損害額からその違約金等を差し引いた金額を受託者に請求することができる。

（違約金等の支払いが遅れたときの遅延損害金）

第35条 委託者は、受託者が違約金等又は前条に規定する損害賠償金を委託者が指定する期日までに支払わないときは、遅延損害金を受託者に請求することができる。

- 2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた違約金等又は損害賠償金の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

（委託者に履行遅滞があったときの遅延損害金）

第36条 受託者は、委託者の責めに帰すべき事由により業務委託料の支払いが遅れたときは、遅延損害金を委託者に請求することができる。

- 2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

（解除の効果）

第37条 この契約が解除されたときは、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

- 2 委託者は、前項の規定にかかわらず、業務の完了前に、この契約の全部又は一部が解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）によって委託者が利益を受けるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の完了を認めるものとする。この場合において、委託者は、当該完了を認めた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分業務委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分業務委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、受託者は、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 委託者は、第27条又は第28条の規定によりこの契約を解除したときは、受託者に対して何らの損害賠償の責を負わないものとする。

（秘密の保持）

第38条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

（特許権等の使用）

第39条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（暴力団の排除のための協力）

第40条 受託者は、業務の履行にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、委託者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

2 受託者は、この契約に関する再委託契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、受託者を通じて委託者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

（最低賃金法等の遵守）

第41条 受託者は、業務の履行にあたっては、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等の労働関係諸法その他関連する法令を遵守しなければならない。

（規則の遵守）

第42条 受託者は、業務の履行に当たっては、この契約に定めるもののほか、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）を遵守しなければならない。

（温室効果ガスの削減）

第43条 受託者は、業務の履行に当たっては、浜松市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減に努めるものとする。

（雑則）

第44条 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

2 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

4 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、委託者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（協議）

第45条 この契約の定める事項について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

令和 7 年度 伊左地緑地危険木伐採業務 特記仕様書

1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、浜松市都市整備部公園管理事務所が施行する伊左地緑地危険木伐採業務に適用する。
- (2) 本仕様書に定めのないものは、公園維持管理業務共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）に準じる。

2 目的

伊左地緑地内に存する樹林地において損傷や衰退、腐朽等による障害のある危険木の伐採、剪定等による適切な処置を実施し、園路・広場利用者への被害の防止に資することを目的とする。

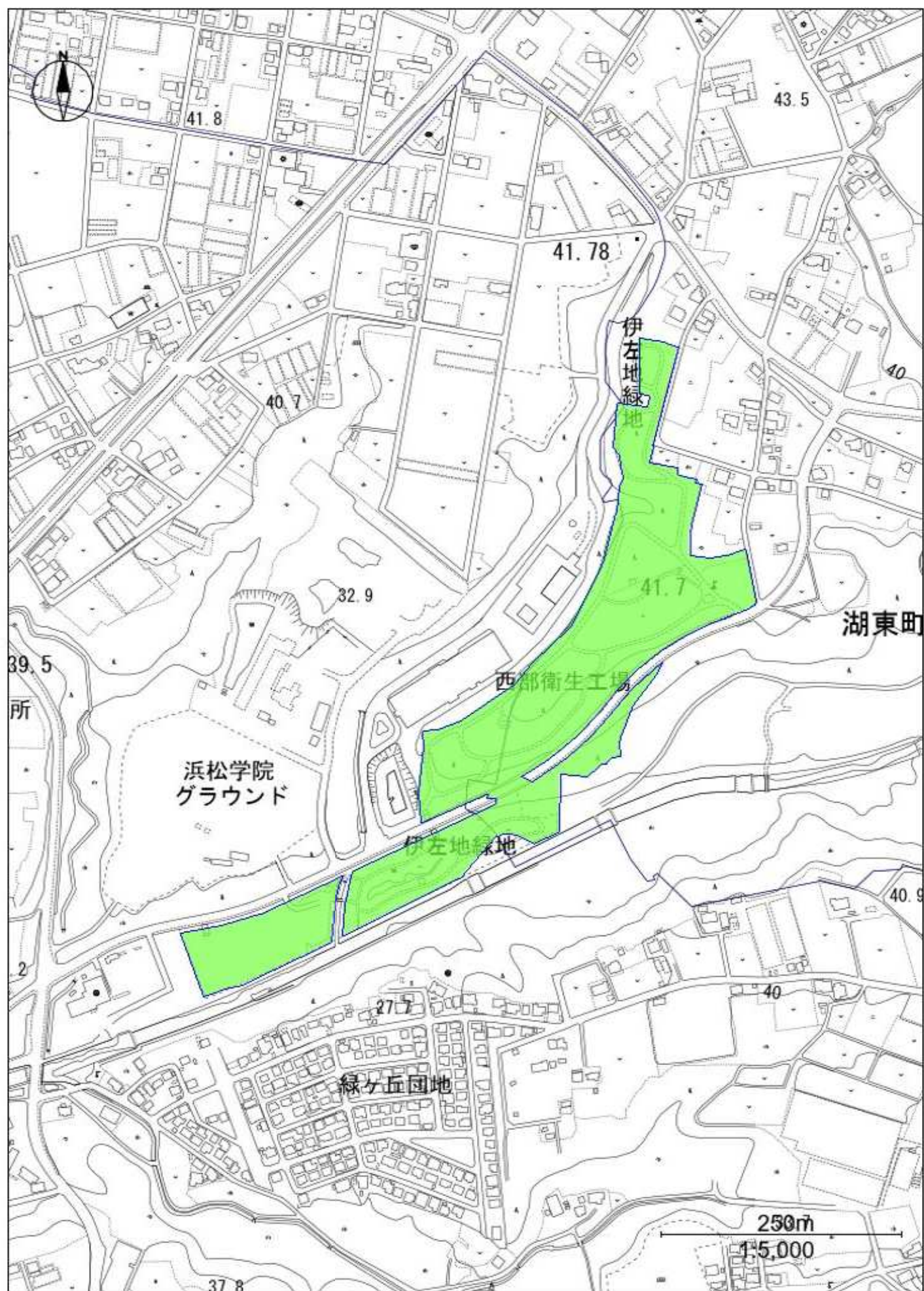
3 業務の場所

本業務の対象場所は伊左地緑地（別紙 1）とする。

4 業務の実施

- (1) 危険木リスト（別表 1、2）及び図 1 に示された危険木の伐採及び枝折れ・落枝の危険性のある枝を剪定すること。特に危険性の大きいものは早期に施工すること。
- (2) 施工前に、現地において作業対象樹木のマーキング及び新規植栽の位置出しを行い、委託者の立会いを求めて承認を得ること。なお、このマーキング及び位置出しに当たってはビニールテープの貼付や木杭の設置等により目視で確認できるようにすること。
- (3) 施工後は、不要となったビニールテープや木杭等は撤去すること。
- (4) 別表 1、2 及び図 1 以外の危険木及び危険性のある枝について発見した場合は、委託者に報告し、指示を受けること。
- (5) 業務実施にあたり、園路を通行止めにする等、公園の一般利用者の利用を制限する場合は、事前に委託者と協議すること。
- (6) 作業対象樹木の施工にあたり、対象外の樹木を伐採、剪定する必要が生じた場合は、事前に委託者と協議すること。

別紙1 位置図 (伊左地緑地)



※樹種名は常緑樹は「ひらがな」、落葉樹は「カタカナ」表記とする

通し 番号	ル ー ト	現 地 テ ー プ 番 号	常 緑 ・ 落 葉	樹 種 名	幹 周 (m)	0.6	0.9	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	倒伏の危険性あり	伐採木 (危険性)		
						0.9	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.0		大	中	小
														根など			
														0.根際開口空洞 1.根際腐朽 2.キノコの発生・根際 3.樹幹の不自然な傾斜 4.立枯れ・ほぼ枯れ 5.つる植物の繁茂 6.樹幹の揺らぎ 7.根域土壌の崩壊 8.滞水や水没 9.根際の害虫穿孔	立 枯 れ ・ ほ ぼ 枯 れ	＋ 打 音 異 常 ノ コ ノ 腐 朽 又 は 異 常	異 根 際 の 開 口 空 洞 又 は キノ コ の 腐 朽 又 は 打 音
1	イ	D384	落葉	サクラ	1.1		1							4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
2	イ	D388	落葉	サクラ	1.6				1					1.根際腐朽	1		
3	イ	-	常緑	不明	1.0		1							4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
4	イ	A612	落葉	コナラ	1.7				1					3.樹幹の不自然な傾斜/1			1
5	イ	A619	落葉	コナラ	1.3			1						3.樹幹の不自然な傾斜			1
6	イ	A621	落葉	コナラ	1.0		1							1.根際腐朽			1
7	イ	D411	落葉	コナラ	1.6				1					4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
8	イ	D414	落葉	コナラ	1.3			1						4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
9	イ	D418	常緑	まつ	1.1		1							4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
10	イ	D425	落葉	コナラ	1.3			1						1.根際腐朽		1	
11	イ	A636	落葉	コナラ	1.0		1							1.根際腐朽/O		1	
12	イ	D436	落葉	コナラ	1.5				1					O.根際開口空洞			1
13	イ	X1	落葉	コナラ	1.8					1				1.根際腐朽		1	
14	イ	Y2	常緑	すぎ	0.8	1								4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
15	イ	A655	落葉	サクラ	1.1		1							1.根際腐朽	1		
16	イ	A658	落葉	サクラ	0.9		1							1.根際腐朽	1		
17	イ	D455	常緑	しいのき	1.8					1				1.根際腐朽/2			1
18	イ	D459	常緑	すぎ	0.7	1								4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
19	イ	D460	常緑	すぎ	0.9		1							4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
20	イ	A674	常緑	すぎ	1.0		1							1.根際腐朽		1	
21	□	D484	落葉	サクラ	0.9		1							1.根際腐朽	1		
22	□	D486	落葉	サクラ	0.9		1							1.根際腐朽	1		
23	□	D488	落葉	サクラ	1.1		1							1.根際腐朽	1		
24	□	A697	落葉	コナラ	1.0		1							4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
25	□	D503	落葉	コナラ	1.5				1					1.根際腐朽		1	
26	□	D504	落葉	コナラ	1.8					1				1.根際腐朽/2		1	
27	□	A700	落葉	サクラ	1.0		1							1.根際腐朽	1		
28	□	D505	落葉	サクラ	0.9		1							1.根際腐朽	1		
29	□	D506	常緑	まつ	0.9		1							4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
30	□	A704	常緑	不明	0.9		1							4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
31	□	Y10	落葉	コナラ	1.9					1				1.根際腐朽			1
32	□	Y12	落葉	サクラ	1.0		1							1.根際腐朽			1
33	□	A707	落葉	サクラ	0.9		1							4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
34	□	A709	落葉	サクラ	1.2			1						1.根際腐朽	1		
35	□	D511	常緑	まつ	1.2			1						4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
36	ハ	E170	落葉	コナラ	1.2			1						O.根際開口空洞		1	
37	ハ	A715	落葉	コナラ	1.6				1					1.根際腐朽/2		1	
38	ハ	D518	落葉	クリ	1.6				1					1.根際腐朽			1
39	ハ	E172	落葉	コナラ	1.4			1						-			1
40	ハ	D519	常緑	不明	1.0		1							4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
41	ハ	Y22	落葉	コナラ	1.0		1							1.根際腐朽		1	
42	ニ	A724	常緑	しいのき	1.6				1					4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
43	ニ	D534	常緑	不明	0.9		1							4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		

※樹種名は常緑樹は「ひらがな」、落葉樹は「カタカナ」表記とする

通し 番号	ル ー ト	現 地 テ ー プ 番 号	常 緑 ・ 落 葉	樹 種 名	幹 周 (m)	0.6	0.9	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	倒伏の危険性あり	伐採木 (危険性)		
						0.9	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.0		大	中	小
														根など			
														0.根際開口空洞 1.根際腐朽 2.キノコの発生・根際 3.樹幹の不自然な傾斜 4.立枯れ・ほぼ枯れ 5.つる植物の繁茂 6.樹幹の揺らぎ 7.根域土壌の崩壊 8.滞水や水没 9.根際の害虫穿孔	立枯れ・ほぼ枯れ	＋打音異常ノコ 根際の腐朽又は異キ	根際の開口空洞又は幹の腐朽又は打音
44	二	D537	落葉	アカメガシワ	1.0		1							1.根際腐朽			1
45	二	D538	落葉	コナラ	0.8	1								4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
46	二	D541	落葉	コナラ	1.4			1						1.根際腐朽		1	
47	二	A735	常緑	やまもも	1.6				1					1.根際腐朽	1		
48	二	D543	常緑	しいのき	0.9		1							-			1
49	二	A758	落葉	コナラ	1.7				1					1.根際腐朽		1	
50	二	D572	落葉	モミジ	0.8	1								0.根際開口空洞/1		1	
51	二	E176	落葉	コナラ	0.9		1							4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
52	二	E180	常緑	ひのき	1.7				1					4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
53	二	E181	常緑	ひのき	1.0		1							4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
54	ホ	D701	落葉	コナラ	0.9		1							1.根際腐朽	1		
55	ホ	D702	常緑	すぎ	0.8	1								1.根際腐朽		1	
56	ホ	D705	常緑	すぎ	1.4			1						0.根際開口空洞		1	
57	ホ	D706	常緑	しいのき	2.4							1		1.根際腐朽/2/5		1	
58	ホ	B607	落葉	コナラ	1.2			1						1.根際腐朽			1
59	ホ	D708	落葉	アズキナシ	1.4			1						1.根際腐朽/0		1	
60	ホ	D712	常緑	しいのき	1.0		1							0.根際開口空洞		1	
61	ホ	B612	落葉	コナラ	1.4			1						1.根際腐朽		1	
62	ホ	C624	常緑	ひのき	1.1		1							1.根際腐朽		1	
63	ホ	B628	落葉	コナラ	1.2			1						2.キノコの発生・根際			1
64	ホ	D723	落葉	コナラ	0.9		1							1.根際腐朽		1	
65	ホ	C634	常緑	しいのき	1.0		1							1.根際腐朽/0		1	
66	ホ	C636	落葉	コナラ	1.5				1					1.根際腐朽		1	
67	ホ	D729	落葉	サクラ	1.3			1						-			1
68	ホ	X103	落葉	サクラ	1.1		1							1.根際腐朽/2/5		1	
69	ホ	D108	常緑	あらかし	1.9					1				1.根際腐朽		1	
70	ホ	D107	落葉	サクラ	1.1		1							4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
71	ホ	E191	落葉	コナラ	1.2			1						1.根際腐朽		1	
72	ホ	B639	落葉	サクラ	0.7	1								4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
73	ホ	C643	落葉	サクラ	0.7	1								4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
74	ホ	E193	常緑	すぎ	0.7	1								4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
75	ホ	D736	落葉	コナラ	1.2			1						4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
76	ホ	C649	落葉	サクラ	1.1		1							4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
77	ホ	D737	落葉	コナラ	1.5				1					1.根際腐朽/0		1	
78	ホ	B651	落葉	コナラ	1.4			1						1.根際腐朽			1
79	ホ	D749	落葉	コナラ	2.5							1		1.根際腐朽		1	
80	ホ	C663	落葉	コナラ	1.0		1							1.根際腐朽/2			1
81	ホ	D754	落葉	コナラ	1.3			1						1.根際腐朽/0/2		1	
82	ホ	D755	落葉	コナラ	1.2			1						1.根際腐朽		1	
83	ホ	B676	落葉	サクラ	1.1		1							4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
84	ホ	C670	落葉	コナラ	2.4							1		1.根際腐朽/2		1	
85	へ	D771	常緑	くろばい	0.9		1							4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
86	へ	E194	落葉	アカメガシワ	0.6	1								-			1

※樹種名は常緑樹は「ひらがな」、落葉樹は「カタカナ」表記とする

通し 番号	ル ー ト	現 地 テ ー プ 番 号	常 緑 ・ 落 葉	樹 種 名	幹 周 (m)	0.6	0.9	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	倒伏の危険性あり	伐採木 (危険性)		
						0.9	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.0		根など		
														0.根際開口空洞 1.根際腐朽 2.キノコの発生・根際 3.樹幹の不自然な傾斜 4.立枯れ・ほぼ枯れ 5.つる植物の繁茂 6.樹幹の揺らぎ 7.根域土壌の崩壊 8.滞水や水没 9.根際の害虫穿孔	大	中	小
87	へ	C697	落葉	コナラ	1.2			1						1.根際腐朽/2		1	
88	へ	B696	落葉	コナラ	1.2			1						4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
89	へ	B697	落葉	コナラ	1.3			1						4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
90	へ	D792	落葉	アカメガシワ	0.7	1								4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
91	へ	B712	落葉	コナラ	1.8					1				0.根際開口空洞		1	
92	ト	C725	落葉	コナラ	0.9		1							0.根際開口空洞		1	
93	ト	Y350	常緑	まつ	1.2			1						4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
94	ト	X250	落葉	コナラ	2.0					1				4.立枯れ/2/9	1		
95	ト	X252	落葉	コナラ	1.2			1						1.根際腐朽		1	
96	ト	Y351	落葉	コナラ	0.9		1							0.根際開口空洞/9		1	
97	ト	C740	落葉	コナラ	1.0		1							0.根際開口空洞/2		1	
98	ト	C741	落葉	アズキナシ	1.0		1							1.根際腐朽		1	
99	ト	Z203	落葉	コナラ	0.7	1								1.根際腐朽		1	
100	ト	D829	常緑	まつ	0.9		1							4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
101	ト	Z204	落葉	コナラ	1.8					1				1.根際腐朽/2		1	
102	ト	C752	常緑	くろがねもち	1.1		1							0.根際開口空洞			1
103	ト	D841	落葉	コナラ	1.8					1				4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
104	ト	C753	落葉	サクラ	1.7				1					1.根際腐朽	1		
105	ト	D842	落葉	コナラ	2.0					1				1.根際腐朽/2			1
106	ト	D844	落葉	コナラ	1.8					1				4.立枯れ/1	1		
107	ト	B757	常緑	すぎ	1.4			1						1.根際腐朽/5		1	
108	ト	C765	落葉	アカメガシワ	1.0		1							1.根際腐朽		1	
109	ト	Y360	落葉	サクラ	2.0					1				-			1
110	ト	B765	常緑	まてばしい	1.2			1						-			1
111	ト	B766	常緑	まてばしい	1.3			1						2.キノコの発生・根際			1
112	ト	B768	常緑	まてばしい	0.9		1							2.キノコの発生・根際			1
113	ト	C768	常緑	まてばしい	2.1						1			2.キノコの発生・根際			1
114	ト	D847	常緑	まてばしい	1.1		1							1.根際腐朽/2		1	
115	ト	C773	常緑	まてばしい	2.1						1			1.根際腐朽	1		
116	ト	D853	落葉	モミジ	1.1		1							1.根際腐朽		1	
117	ト	C778	常緑	まてばしい	2.8								1	1.根際腐朽		1	
118	チ	X276	落葉	サクラ	1.2			1						2.キノコの発生・根際/5			1
119	チ	Y410	落葉	コナラ	1.3			1						4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
120	チ	Z220	落葉	コナラ	1.3			1						1.幹腐朽/2		1	
121	チ	D871	落葉	コナラ	1.2			1						1.幹腐朽/0/2		1	
122	チ	D874	落葉	コナラ	1.0		1							4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
123	チ	B807	落葉	コナラ	1.0		1							0.根際開口空洞/1		1	
124	チ	B806	落葉	コナラ	1.3			1						4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
125	チ	B811	落葉	コナラ	1.6				1					0.根際開口空洞/1			1
126	チ	Y462	常緑	まつ	0.9		1							4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
127	チ	X291	落葉	コナラ	1.0		1							1.根際腐朽		1	
128	チ	E205	常緑	かくれみの	0.9		1							4.立枯れ・ほぼ枯れ	1		
129	チ	B817	落葉	コナラ	2.8								1	0.根際開口空洞/1/2		1	

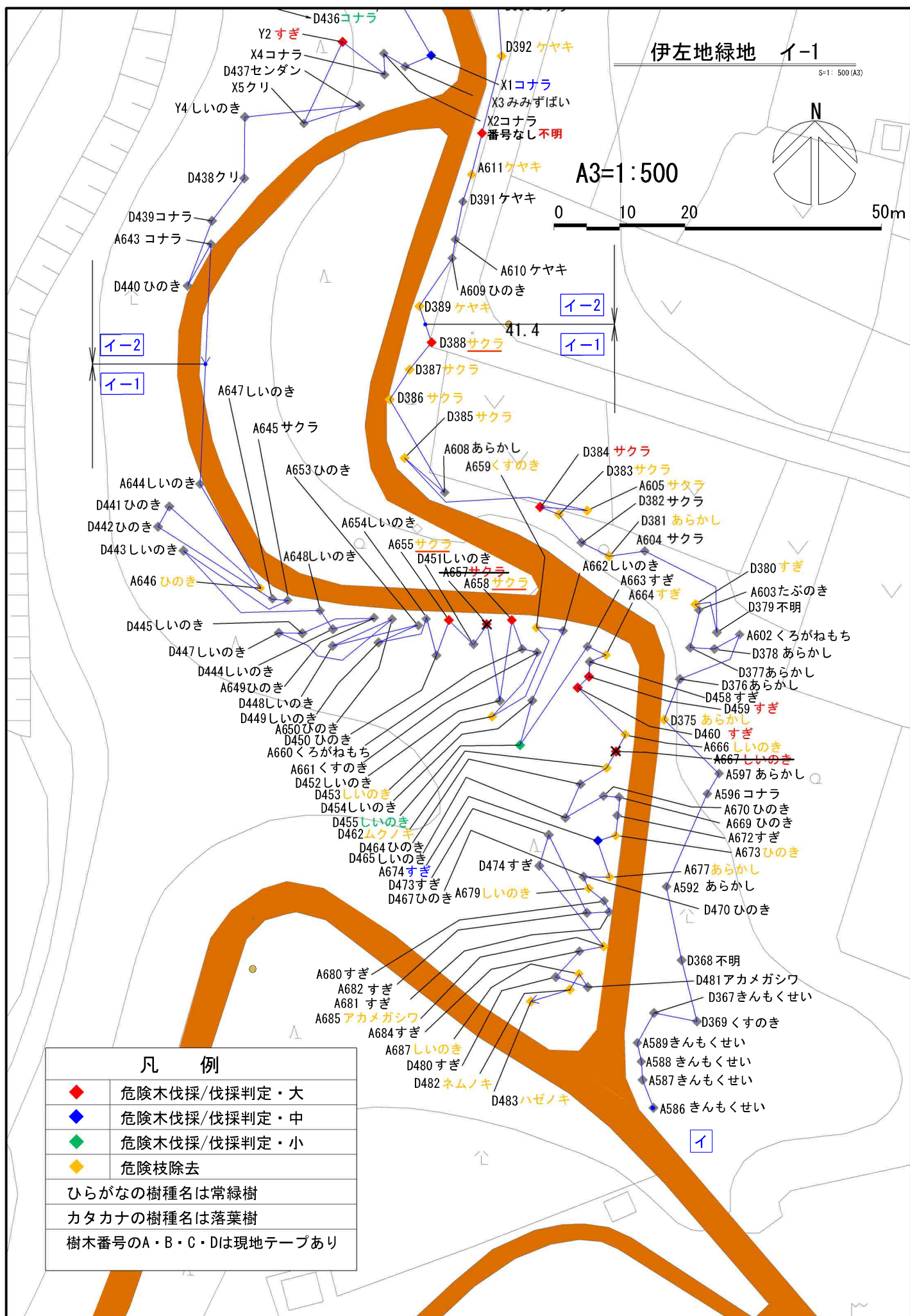
※樹種名は常緑樹は「ひらがな」、落葉樹は「カタカナ」表記とする

通し 番号	ル ー ト	現 地 テ ー プ 番 号	常 緑 ・ 落 葉	樹 種 名	幹 周 (m)	0.6	0.9	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	倒伏の危険性あり	伐採木 (危険性)		
						0.9	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.0		根など		
														0.根際開口空洞 1.根際腐朽 2.キノコの発生・根際 3.樹幹の不自然な傾斜 4.立枯れ・ほぼ枯れ 5.つる植物の繁茂 6.樹幹の揺らぎ 7.根域土壌の崩壊 8.滞水や水没 9.根際の害虫穿孔	大	中	小
130	チ	Y482	落葉	コナラ	1.3			1						1.根際腐朽/2/O			1
131	チ	Y481	落葉	コナラ	1.3			1						O.根際開口空洞			1
132	チ	X305	落葉	コナラ	1.0		1							1.根際腐朽/9			1
133	チ	Z246	落葉	コナラ	1.8					1				-			1
134	リ	A765	常緑	くすのき	2.6							1		1.根際腐朽		1	
135	リ	D573	常緑	すぎ	1.2			1						1.根際腐朽			1
136	リ	D575	常緑	まてばしい	0.9		1							O.根際開口空洞		1	
137	リ	D587	常緑	しいのき	2.1						1			O.根際開口空洞		1	
138	リ	D591	常緑	まてばしい	1.1		1							-			1
139	ヌ	A795	常緑	すぎ	2.1						1			1.根際腐朽		1	
140	ヌ	A796	常緑	ひいらぎ	1.0		1							O.根際開口空洞		1	
141	ヌ	A191	落葉	サクラ	1.2			1						1.根際腐朽	1		
142	ヌ	D626	常緑	しいのき	1.2			1						O.根際開口空洞		1	
143	ヌ	D614	落葉	サクラ	0.9		1							1.根際腐朽	1		
144	ヌ	D607	落葉	サクラ	1.2			1						1.根際腐朽			1
145	ヌ	D604	落葉	サクラ	0.9		1							O.根際開口空洞		1	
146	ヌ	E207	落葉	サクラ	0.7	1								O.根際開口空洞		1	
147	ヌ	D593	常緑	うばめがし	1.3			1						O.根際開口空洞		1	
148	ル	D649	落葉	サクラ	1.1		1							1.根際腐朽		1	
149	ル	D652	落葉	サクラ	1.4			1						O.根際開口空洞		1	
150	ル	D655	落葉	サクラ	1.8					1				O.根際開口空洞/5		1	
151	ル	D657	常緑	すぎ	1.5				1					O.根際開口空洞/1		1	
152	ル	A817	常緑	すぎ	1.5				1					1.根際腐朽		1	
						12	59	40	17	14	4	4	2	総本数	56	63	33

通し 番号	ル ー ト	現 地 テ ー プ 番 号	常 緑 ・ 落 葉	樹 種 名	幹 周 （ m ）	落 葉						常 緑								枝折れ・落 枝の危険性
						0.6	0.9	1.2	1.5	1.8	2.1	0.9	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3	3.3
						0.9	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3	3.3	3.6
1	イ	D375	常緑	あらかし	1.7								1						1	
2	イ	D380	常緑	すぎ	1.2							1							1	
3	イ	D381	常緑	あらかし	1.2							1							1	
4	イ	D383	落葉	サクラ	2.2						1								1	
5	イ	A605	落葉	サクラ	1.9					1									1	
6	イ	D385	落葉	サクラ	1.9					1									1	
7	イ	D386	落葉	サクラ	2.2						1								1	
8	イ	D387	落葉	サクラ	2.1						1								1	
9	イ	D389	落葉	ケヤキ	1.7				1										1	
10	イ	A611	落葉	ケヤキ	1.8					1									1	
11	イ	D392	落葉	ケヤキ	2.0					1									1	
12	イ	A617	落葉	コナラ	1.5				1										1	
13	イ	D405	落葉	コナラ	1.3			1											1	
14	イ	A646	常緑	ひのき	1.0						1								1	
15	イ	D453	常緑	しいのき	2.0								1						1	
16	イ	A659	常緑	くすのき	2.4										1				1	
17	イ	A664	常緑	すぎ	1.6								1						1	
18	イ	A666	常緑	しいのき	1.2							1							1	
19	イ	D462	落葉	ムクノキ	2.3						1								1	
20	イ	A673	常緑	ひのき	1.0						1								1	
21	イ	A677	常緑	あらかし	1.2							1							1	
22	イ	A679	常緑	しいのき	1.5								1						1	
23	イ	A685	落葉	アカメガシワ	1.1		1												1	
24	イ	A687	常緑	しいのき	2.0									1					1	
25	イ	D482	落葉	ネムノキ	0.9		1												1	
26	イ	D483	落葉	ハゼノキ	1.7				1										1	
27	ロ	A689	落葉	サクラ	2.0					1									1	
28	ロ	A695	落葉	ナンキンハゼ	1.4			1											1	
29	ロ	A705	落葉	サクラ	1.5				1										1	
30	ロ	A706	常緑	しいのき	3.3													1	1	
31	ハ	D516	落葉	コナラ	1.4			1											1	
32	ハ	E171	落葉	コナラ	1.2			1											1	
33	ハ	A717	常緑	しいのき	1.7								1						1	
34	ハ	A721	落葉	コナラ	1.1		1												1	
35	ニ	D524	落葉	コナラ	1.3			1											1	
36	ニ	A725	常緑	あらかし	0.9						1								1	
37	ニ	D527	常緑	しいのき	1.3							1							1	
38	ニ	D523	常緑	あらかし	2.0								1						1	
39	ニ	D525	落葉	コナラ	1.6				1										1	
40	ニ	D530	常緑	しいのき	1.4							1							1	
41	ニ	A729	常緑	しいのき	1.2							1							1	
42	ニ	D532	常緑	しいのき	1.5								1						1	
43	ニ	D540	落葉	クリ	1.0		1												1	
44	ニ	D544	常緑	しいのき	1.0						1								1	
45	ニ	A737	常緑	しいのき	1.0						1								1	
46	ニ	A736	常緑	たぶのき	1.2							1							1	
47	ニ	D546	常緑	しいのき	1.3							1							1	
48	ニ	D548	常緑	しいのき	1.2							1							1	
49	ニ	D550	常緑	しいのき	1.7								1						1	
50	ニ	A759	落葉	サクラ	1.7				1										1	
51	ニ	D553	常緑	あらかし	1.6								1						1	
52	ニ	A750	常緑	しいのき	3.2													1	1	

通し 番号	ル ー ト	現 地 テ ー プ 番 号	常 緑 ・ 落 葉	樹 種 名	幹 周 （ m ）	落 葉						常 緑								枝折れ・落 枝の危険性
						0.6	0.9	1.2	1.5	1.8	2.1	0.9	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3	3.3
						0.9	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3	3.3	3.6
53	二	D556	常緑	しいのき	1.4								1							1
54	二	D557	常緑	しいのき	2.0									1						1
55	二	A755	落葉	サクラ	1.2			1												1
56	二	D558	常緑	あらかし	1.3							1								1
57	二	D569	落葉	モミジ	0.9		1													1
58	二	A764	常緑	たぶのき	1.0						1									1
59	ホ	C608	落葉	サクラ	1.2			1												1
60	ホ	C610	常緑	しいのき	2.0									1						1
61	ホ	D714	落葉	コナラ	0.9		1													1
62	ホ	C628	落葉	クリ	1.2			1												1
63	ホ	Z1	落葉	サクラ	1.2			1												1
64	ホ	Z3	落葉	サクラ	0.9		1													1
65	ホ	Y100	落葉	サクラ	1.1		1													1
66	ホ	Z6	落葉	サクラ	1.6				1											1
67	ホ	Y106	落葉	サクラ	1.1		1													1
68	ホ	B640	落葉	サクラ	1.0		1													1
69	ホ	C654	落葉	コナラ	1.4			1												1
70	ホ	B656	落葉	コナラ	1.6				1											1
71	ホ	D762	常緑	しいのき	3.1													1		1
72	へ	B691	落葉	アカメガシワ	1.5				1											1
73	へ	B698	落葉	コナラ	0.8	1														1
74	ト	B769	常緑	まてばしい	1.8									1						1
75	ト	D846	常緑	まてばしい	0.9							1								1
76	ト	C769	常緑	まてばしい	1.0							1								1
77	ト	B770	常緑	まてばしい	1.1							1								1
78	ト	D857	落葉	ケヤキ	1.3			1												1
79	チ	X280	落葉	サクラ	2.0					1										1
80	チ	Z211	落葉	サクラ	1.4			1												1
81	チ	Y406	落葉	サクラ	1.2			1												1
82	チ	Y403	落葉	サクラ	1.5				1											1
83	チ	E197	落葉	サクラ	1.5				1											1
84	チ	D895	落葉	コナラ	1.5				1											1
85	チ	Y485	落葉	サクラ	1.3			1												1
86	チ	C824	常緑	しいのき	1.5									1						1
87	チ	D896	落葉	コナラ	1.3			1												1
88	チ	C828	落葉	サクラ	1.3			1												1
89	チ	Z251	落葉	サクラ	1.1		1													1
90	チ	Y493	常緑	くすのき	2.8												1			1
91	リ	D585	落葉	ケヤキ	1.1		1													1
92	リ	A772	常緑	あらかし	2.9												1			1
93	リ	A774	常緑	くすのき	1.8										1					1
94	リ	D588	常緑	しいのき	2.0										1					1
95	ヌ	D637	落葉	サクラ	1.0		1													1
96	ヌ	D600	常緑	うばめがし	0.9							1								1
97	ル	D667	落葉	ラクウショウ	1.6				1											1
98	ル	D671	落葉	サクラ	1.0		1													1
99	ル	D677	落葉	モミジバフウ	2.3						1									1
100	ル	D686	落葉	サクラ	0.9		1													1
101	ル	D687	落葉	サクラ	1.4			1												1
102	ル	A845	落葉	モミジバフウ	1.5				1											1
103	ル	A846	落葉	モミジバフウ	2.2						1									1
104	ル	A847	落葉	ケヤキ	1.0		1													1

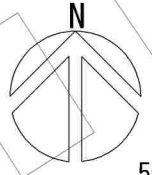
通し 番号	ル ー ト	現 地 テ ー プ 番 号	常 緑 ・ 落 葉	樹 種 名	幹 周 （ m ）	落 葉						常 緑								枝折れ・落 枝の危険性	
						0.6	0.9	1.2	1.5	1.8	2.1	0.9	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3	3.3	危 険 枝 除 去
						0.9	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3	3.3	3.6	
105	ル	D690	落葉	カンレンボク	1.4			1											1		
						1	16	18	14	6	6	10	12	8	8		1	2	2	1	105



伊左地緑地 イ-2

S=1: 500 (A3)

A3=1:500



0 10 20 50m

凡 例	
◆	危険木伐採/伐採判定・大
◆	危険木伐採/伐採判定・中
◆	危険木伐採/伐採判定・小
◆	危険枝除去
ひらがなの樹種名は常緑樹	
カタカナの樹種名は落葉樹	
樹木番号のA・B・C・Dは現地テープあり	

41.9

40

伊左地緑地

34.3

テープとれ箇所

Y2 すぎ

X4 コナラ

D437 センダン

X5 クリ

Y4 しいのき

D438 クリ

D439 コナラ

A643 コナラ

D440 ひのき

イ-2

イ-1

A647 しいのき

D409 コナラ

D410 すぎ

D411 コナラ

D414 コナラ

D417 あらかし

D418 まつ

D420 サクラ

D421 コナラ

A629 コナラ

D422 しいのき

D423 しいのき

D424 コナラ

D425 コナラ

D427 あらかし

D426 コナラ

A633 コナラ

A634 くらがねもち

A636 コナラ

A638 コナラ

D432 すぎ

D433 しいのき

D434 コナラ

D435 くらばい

D436 コナラ

D408 コナラ

D407 コナラ

D406 コナラ

A621 コナラ

イ

D403 ひのき

A619 コナラ

D405 コナラ

A618 コナラ

D401 あらかし

D402 ひのき

D400 たぶのき

A615 ナンキンハゼ

D398 くらがねもち

D397 コナラ

D396 まつ

A614 クリ

A612 コナラ

D393 コナラ

D392 ケヤキ

X1 コナラ

X3 みみずばい

X2 コナラ

番号なし 不明

A611 ケヤキ

D391 ケヤキ

A610 ケヤキ

A609 ひのき

D389 ケヤキ

D388 サクラ

D387 サクラ

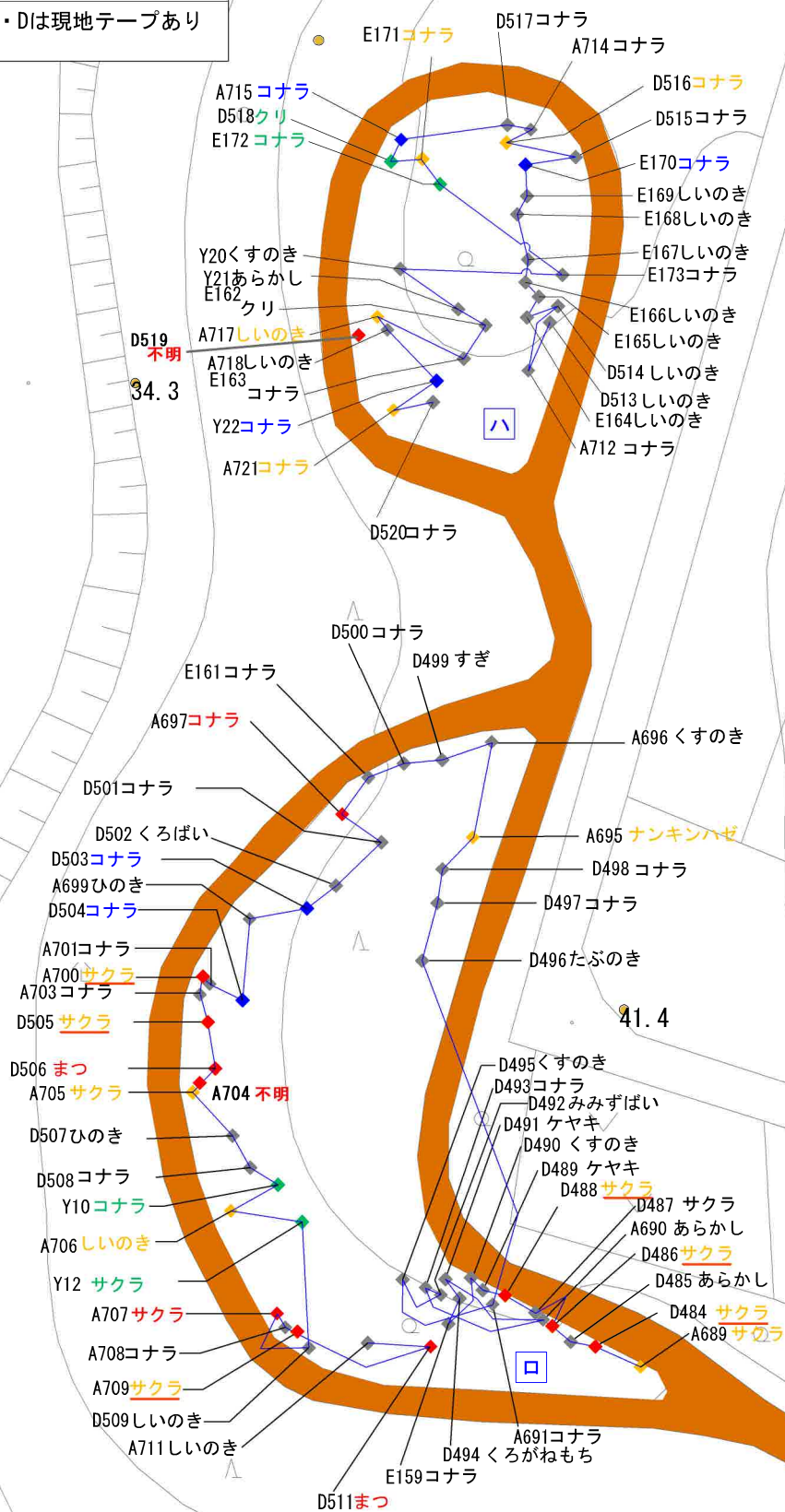
D386 サクラ

D385 サクラ

イ-2

イ-1

41.4

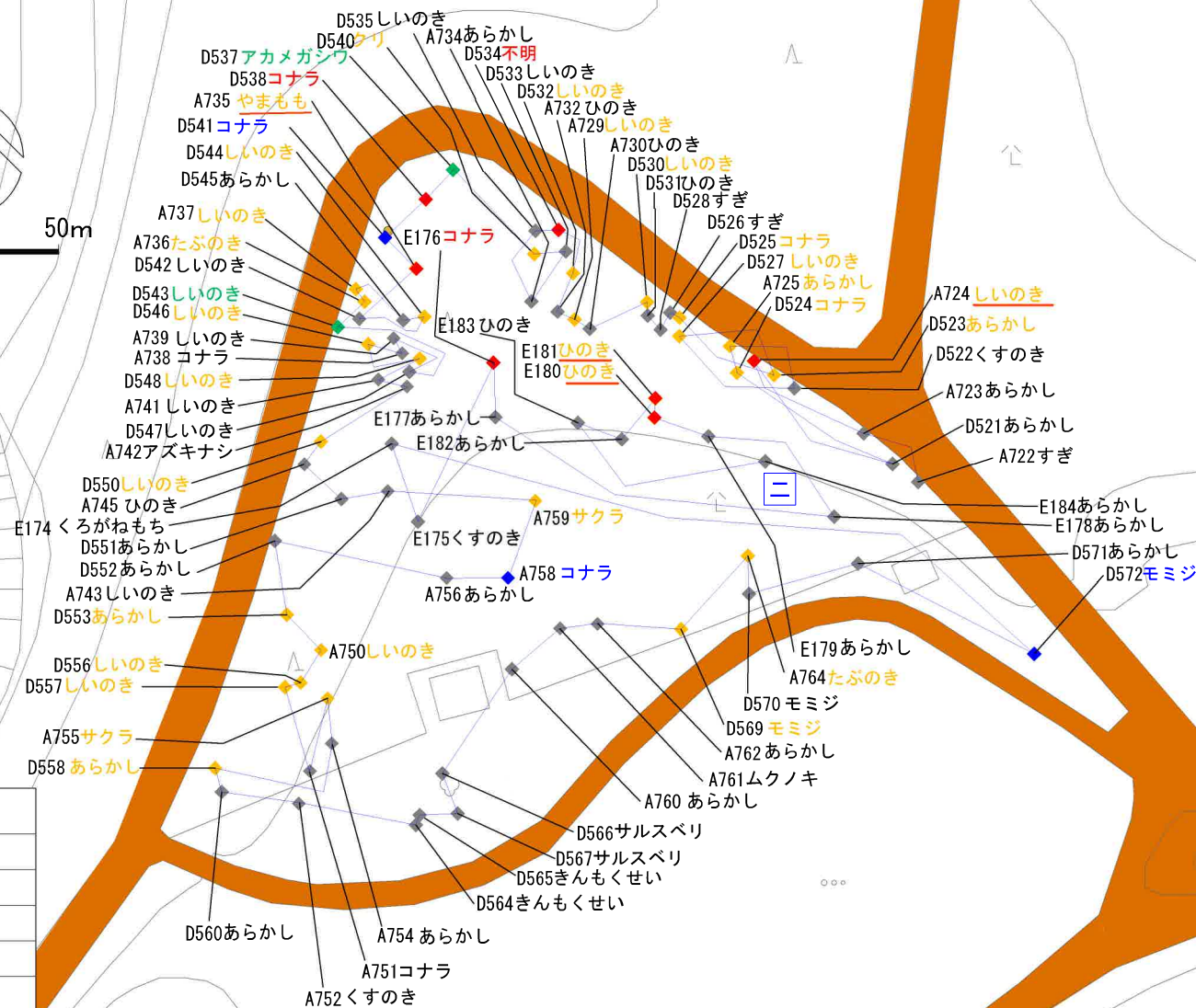


伊左地緑地 二

S=1: 500 (A3)

A3=1: 500

0 10 20 50m



凡 例

- ◆ 危険木伐採/伐採判定・大
- ◆ 危険木伐採/伐採判定・中
- ◆ 危険木伐採/伐採判定・小
- ◆ 危険枝除去

ひらがなの樹種名は常緑樹

カタカナの樹種名は落葉樹

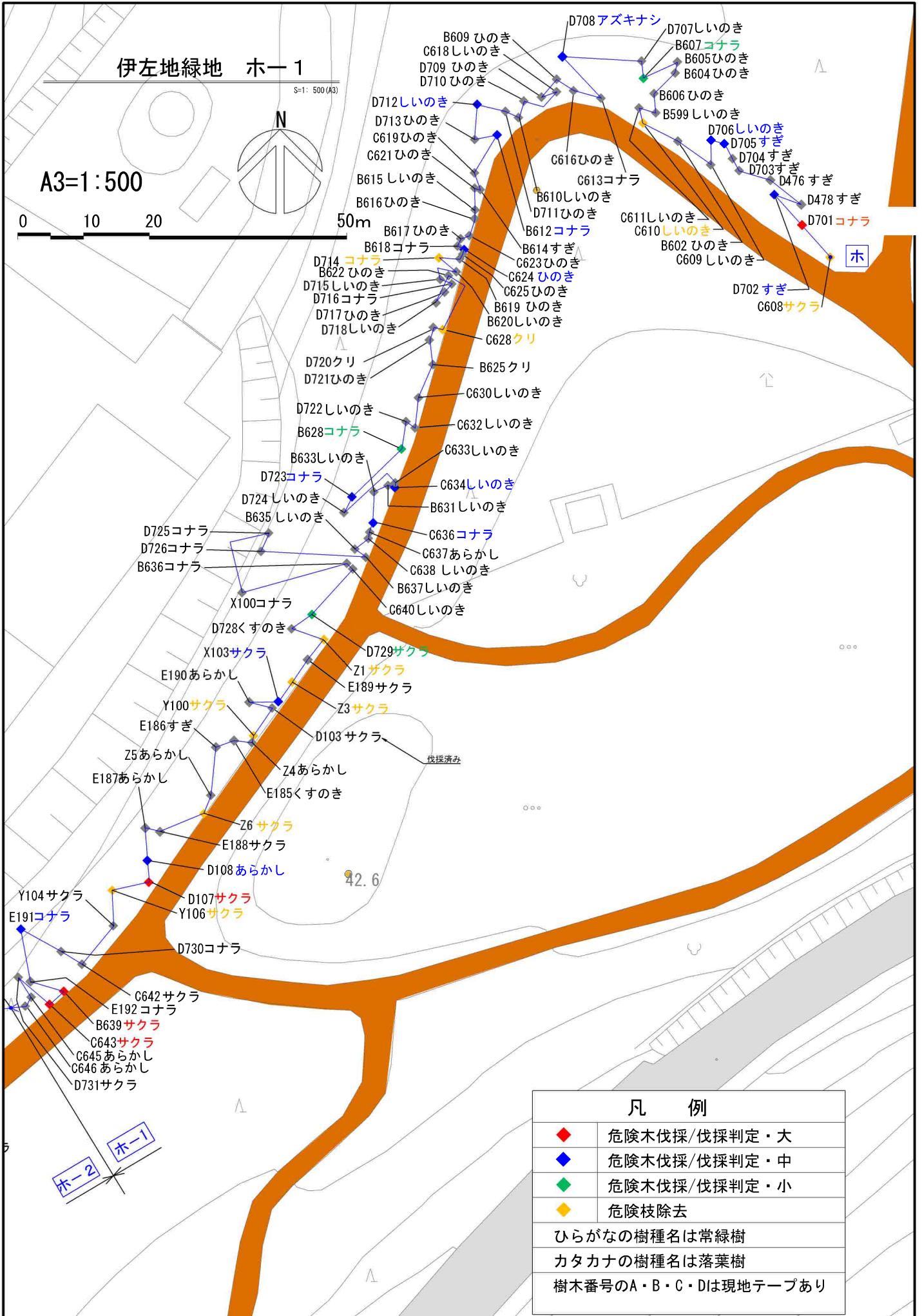
樹木番号のA・B・C・Dは現地テープあり

伊左地緑地 ホー1

S=1: 500 (A3)

A3=1:500

0 10 20 50m



凡 例

- ◆ 危険木伐採/伐採判定・大
- ◆ 危険木伐採/伐採判定・中
- ◆ 危険木伐採/伐採判定・小
- ◆ 危険枝除去

ひらがなの樹種名は常緑樹

カタカナの樹種名は落葉樹

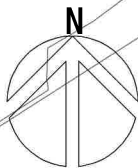
樹木番号のA・B・C・Dは現地テープあり

伊左地緑地 ホー2

S=1: 500 (A3)

A3=1: 500

0 10 20 50m



西部衛生工場

ホー2
ホー1

D732あらかし
D733すぎ

E193すぎ
D735ひのき

D736 コナラ

B644しいのき

C649 サクラ

B647サクラ

D737コナラ

B646サクラ

D738コナラ

B650コナラ

B641コナラ

B640 サクラ

B642サクラ

B643あらかし

B645サクラ

B651コナラ

C654 コナラ

B655コナラ

D744コナラ

D739サクラ
C655くすのき

B656 コナラ

D747くろばい

D749 コナラ
D750しいのき

C661くろばい

D752くろばい

C663コナラ

C664サクラ

B663くろばい

B664コナラ

B665くろばい

B667くろばい

B668サクラ

D754コナラ

D755 コナラ

D756コナラ

B670くすのき

D757アカメガシワ

D760コナラ

D761アカメガシワ

D762しいのき

D763コナラ

C668しいのき

B676 サクラ

B675しいのき

B674くすのき

C671コナラ

C670 コナラ

D764くすのき

C673くろばい

C674くろばい

C675しゃんば

D765コナラ

凡 例

- ◆ 危険木伐採/伐採判定・大
- ◆ 危険木伐採/伐採判定・中
- ◆ 危険木伐採/伐採判定・小
- ◆ 危険枝除去

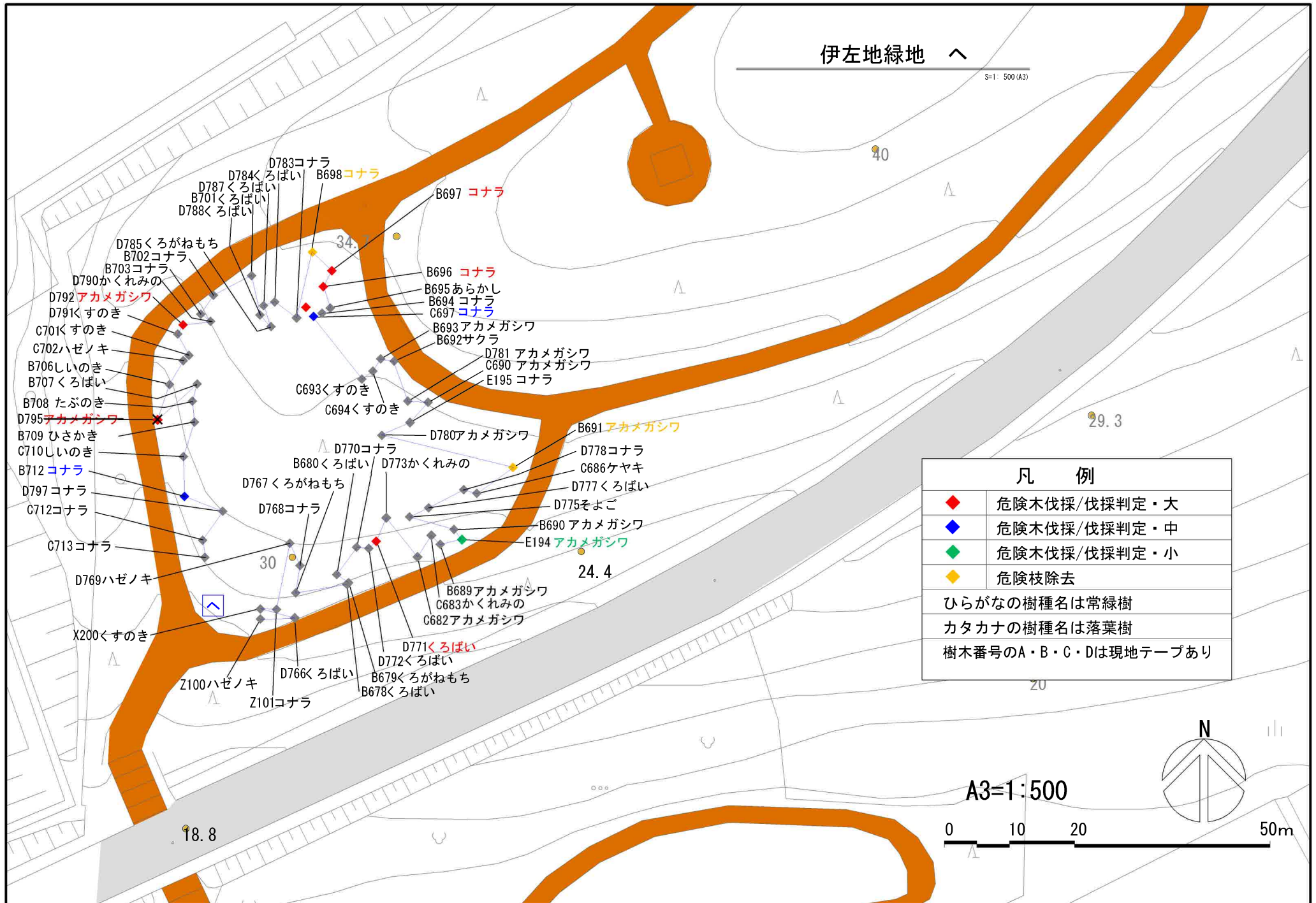
ひらがなの樹種名は常緑樹

カタカナの樹種名は落葉樹

樹木番号のA・B・C・Dは現地テープあり

伊左地緑地

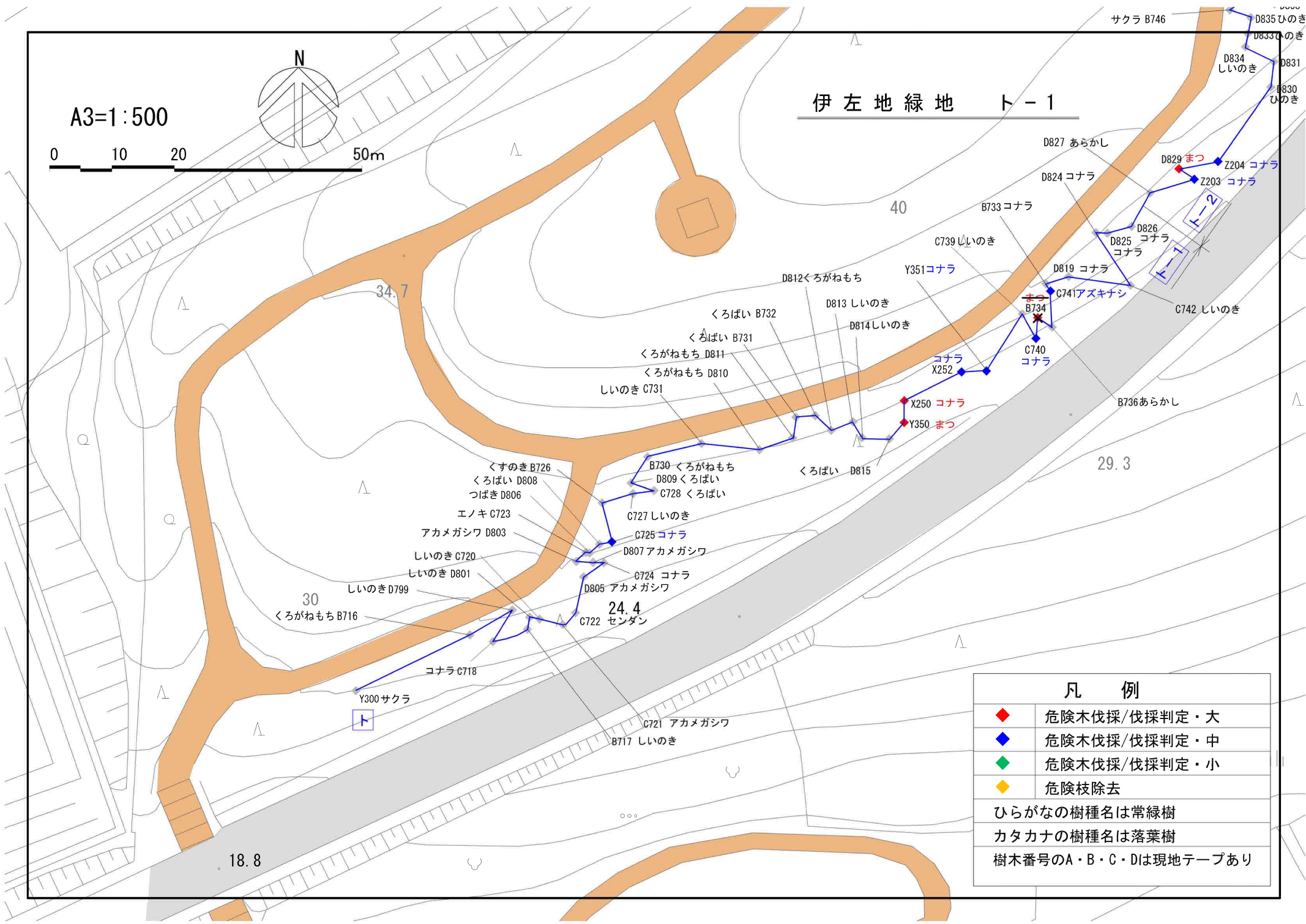
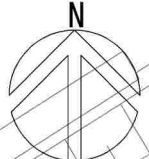
S=1: 500 (A3)



伊左地緑地 トー1

A3=1:500

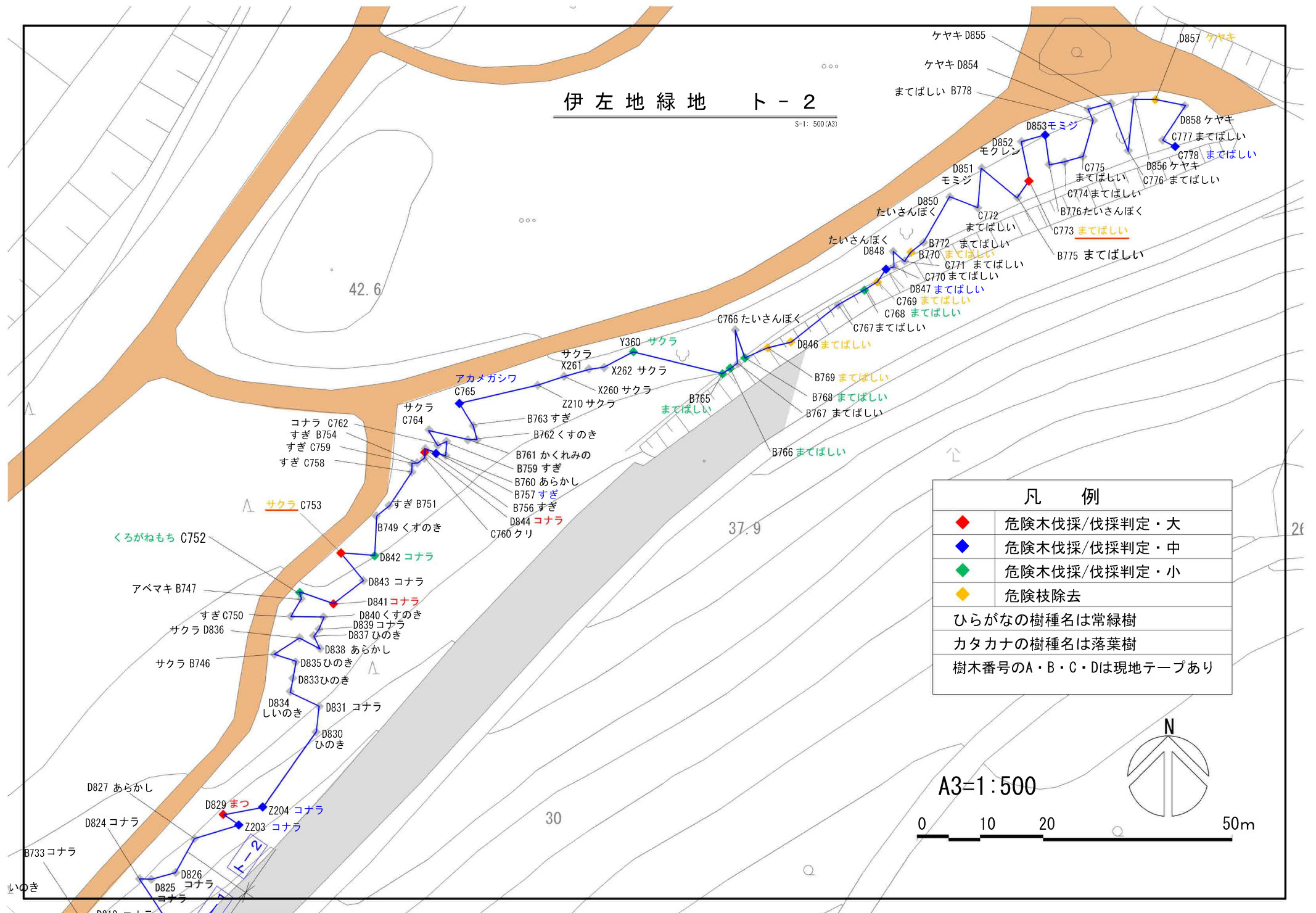
0 10 20 50m



凡 例	
◆	危険木伐採/伐採判定・大
◆	危険木伐採/伐採判定・中
◆	危険木伐採/伐採判定・小
◆	危険枝除去
ひらがなの樹種名は常緑樹	
カタカナの樹種名は落葉樹	
樹木番号のA・B・C・Dは現地テープあり	

伊左地緑地 ト-2

S=1: 500 (A3)



凡 例

- 危険木伐採/伐採判定・大
- 危険木伐採/伐採判定・中
- 危険木伐採/伐採判定・小
- 危険枝除去

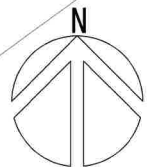
ひらがなの樹種名は常緑樹

カタカナの樹種名は落葉樹

樹木番号のA・B・C・Dは現地テープあり

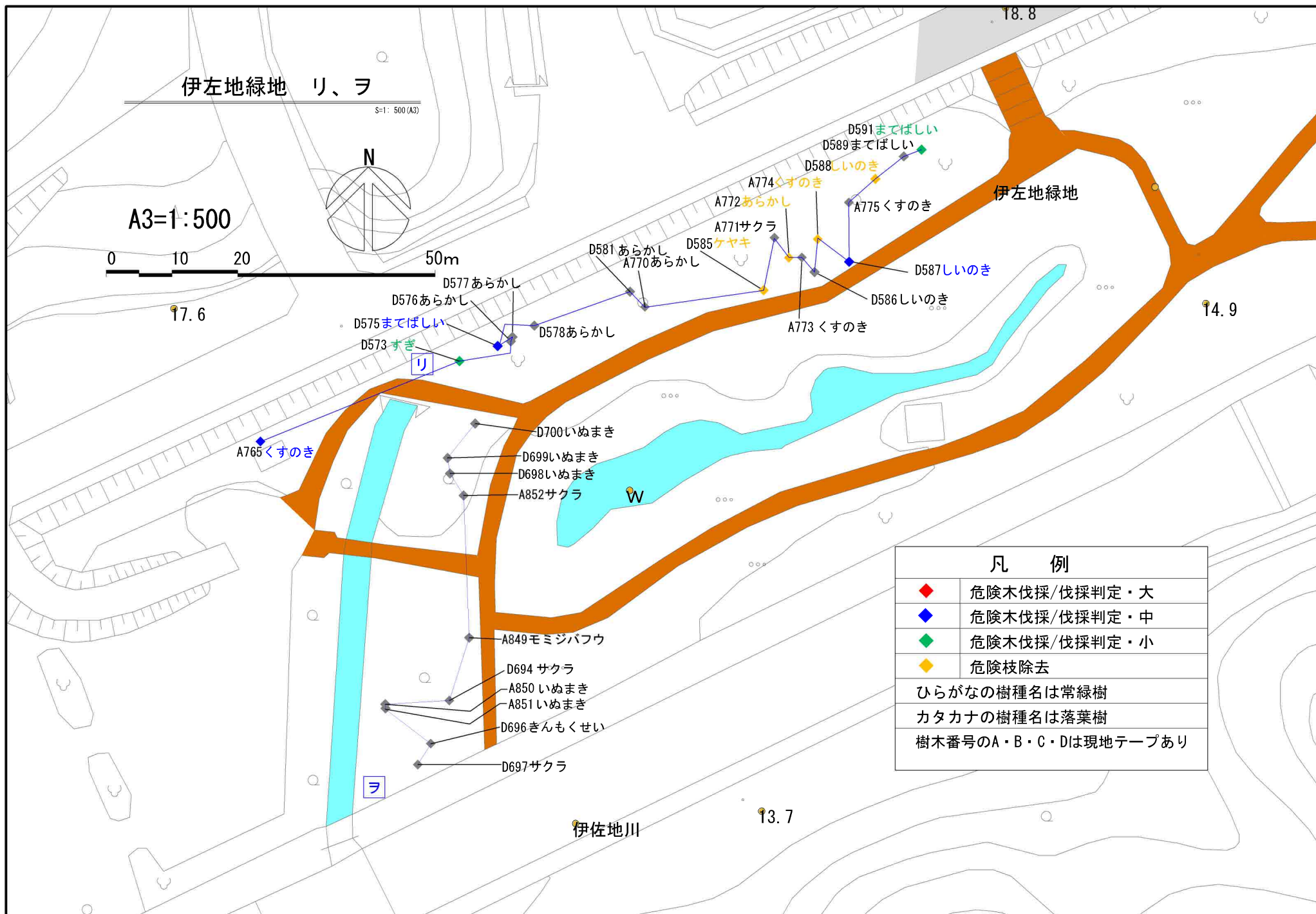
A3=1:500

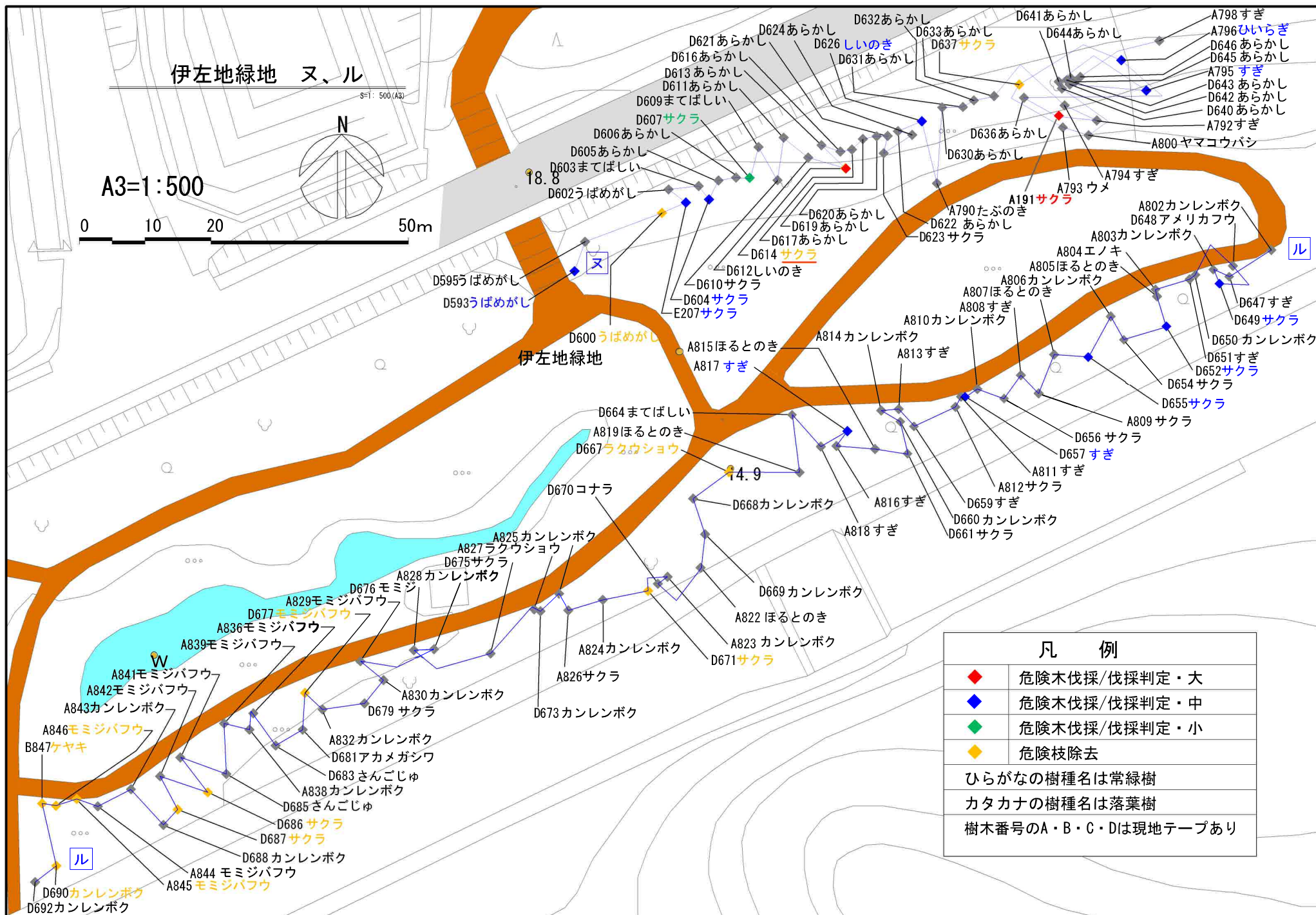
0 10 20 50m



S=1: 500 (A3)







公園維持管理業務共通仕様書

令和7年4月

浜松市都市整備部公園管理事務所

※令和6年4月版からの変更箇所は赤字下線部です。

第1章 総 則

第1節 一般事項

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、浜松市都市整備部公園管理事務所（以下、「当事務所」という。）が施行する公園緑地などの維持管理業務に適用する。

2 委託作業は、それぞれの作業に応じて本仕様書の定めに従い施行する。

3 本仕様書に定めのないものは、浜松市土木工事共通仕様書に準じる。

4 本仕様書第3条、第11条、第12条及び第18条は、業務により担当職員が必要ないと認めたときは適用除外とする。

(法令などの遵守)

第2条 受託者は、業務の履行にあたっては、関係法令、条例、規則などを遵守し、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(関係書類の提出)

第3条 受託者は、浜松市が定める様式に基づき、関係書類を担当職員に提出し、承認を受けなければならない。【別表1】

(業務責任者の届出)

第4条 受託者は、業務の履行にあたり、業務責任者を定め、着手届により担当職員へ届け出るものとする。

2 業務責任者は、すべての従事者の指揮及び監督をするものとする。

3 業務責任者又はすべての従事者に法的な技術的資格などを必要とする場合は、その有する資格を担当職員へ届け出るものとする。

4 業務責任者は、造園施工管理技士1級又は2級を有するものとする。

5 業務責任者は、当事務所が施行する公園定期維持管理業務（以下「定期業務」という。）において、複数地区の業務を兼務することはできない。ただし、当事務所が施行する定期業務以外の業務における兼務はこの限りではない。

(一般廃棄物再生利用業者の届出)

第5条 業務で発生した枝葉・草等の処分は、浜松市指定の一般廃棄物再生利用業者（草木類）に搬入するものとし、浜松市長の指定を受けた「廃棄物再生利用業者指定証」の写しを提出するものとする。

(疑義の解釈)

第6条 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈及び作業の細目については、

担当職員と十分に協議の上、決定するものとする。

2 協議事項は書面（様式2）にて記録し提出するものとする。

（後片付け）

第7条 受託者は、委託業務の作業終了後、速やかに現場の後片付けをし、入念な清掃を行うものとする。

（地元住民への対応）

第8条 受託者は、業務の履行に先立って、担当職員と調整のうえ、必要に応じて地元住民に業務の内容を説明し、理解と協力を求め、業務の円滑な進捗を図るものとする。

2 受託者は、業務に関し、地元住民から要望などがあったとき又は交渉を要するときには、速やかに担当職員に連絡し、誠意をもって解決を図ること。また、その経緯について遅滞なく報告するものとする。

（業務看板の設置）

第9条 受託者は、業務遂行の際、業務内容（委託者名、受託者名、業務委託料、履行期間等）を示す看板、その他作業現場に必要な注意看板などを、公園利用者が見やすい位置に設置するものとする。

第2節 作業の適正化

（業務従事者の心得）

第10条 業務に従事する者は、次の事項に十分に留意する。

- （1）業務従事者は担当職員から指示があったときは、速やかにその指示に従う。
- （2）業務従事者は緊急出動要請を受けた場合は、速やかに出動し処理を行う。
- （3）粗暴な言動は、厳に慎むこと。
- （4）施設内及び施設敷地内での拾得物があったときは、速やかに届け出るものとする。
- （5）施設及び施設周辺での異常などに気がついたときには、直ちに担当職員に報告する。
- （6）業務中は、常に清潔な身だしなみをしなければならない。

（業務計画書）

第11条 受託者は、委託業務の実施にあたり、作業内容、手順及び、作業方法などについて担当職員と十分に調整の上、業務計画書を提出するものとする。【別表2】

（工程管理）

第12条 受託者は、業務計画書に基づき、適正な進捗管理に努めるものとする。

2 各作業は、天候、生育状態などを考慮し、最大の効果が期待できるよう、担当職員との調整により進めるものとする。特に定期業務の除草は、施工回数に応じ、以下のとおり施工する。なお、年4回から5回施工する場合は最終回を11月上旬までに実施できるよう

調整すること。

(1) 年3回の場合：1回目5～6月 2回目7～8月 3回目9～10月

(2) 年4回の場合：1回目5～6月 2回目7～8月 3回目8～9月

4回目 10月～11月

(3) 年5回の場合：1回目5月 2回目6月 3回目7月 4回目8～9月

5回目 10月～11月

(4) 年8回の場合：4月から11月までの間で月1回

(5) 年1回もしくは2回の場合：担当職員と協議の上決定すること。

- 3 受託者は、工程に変更が生じる場合は事前に報告の上、承諾を受けるものとする。
- 4 受託者は、各月の業務報告書を翌月の10日までに、作業工程表を前月の20日までに担当職員に提出するものとする。ただし、担当職員が必要ないと認めたときは、これに準ずる報告書を提出するか、又は省略することができる。※定期業務のみ
- 5 受託者は、公園緑地などの利用の妨げや公衆の迷惑とならないよう、休日（土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日）は原則として、作業を行わないものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合は、事前に担当職員と協議のうえ、休日・夜間作業届を作業日前日までの開庁時間内に提出するものとする。

(作業記録写真)

- 第13条 記録写真は、作業ごとにその内容が確認できる全体写真及び部分写真を、①作業前、②作業中、③作業後に同一の場所から撮影する。また、本仕様書第14条による機械器具などの洗浄作業中も撮影するものとする。
- 2 撮影に際しては、以下に示す項目を明記した黒板（電子黒板も可）を用いるものとする。
 - (1) 業務名
 - (2) 撮影場所
 - (3) 作業名
 - (4) 撮影日
 - (5) 受託者名
 - 3 写真はカラーとし、印刷時に作業状況、黒板内容が鮮明に確認できるよう考慮して撮影すること。
 - 4 作業時に担当職員との立会いを1回以上実施し、記録すること。ただし、通年の業務の場合は半期（上半期：4～9月、下半期：10月～3月）に1回以上とする。

(作業用の機械器具)

- 第14条 作業用の機械器具などは、各作業に適するものを使用し、目的外使用は絶対に行わないこと。また、外来植物の繁殖拡大を防止するため、除草作業において、他の公園又

は緑地へ移動する前に現地にて機械器具の洗浄などを行うものとする。なお、洗浄場所については、十分留意すること。

(原状復旧)

第15条 受託者は、作業にあたり、施設、樹木などへ損傷を与えないように注意し、万が一、損傷が発生した場合には、直ちに担当職員及び関係機関に連絡し、応急措置を行うこと。また、復旧は受託者の負担において行うものとし、復旧後には速やかに報告すること。

第3節 安全管理

(一般事項)

- 第16条 受託者は、作業にあたり、地元住民、公園緑地などの利用者等に危険が及ばないよう安全対策を講じること。
- 2 公園緑地などへ作業車を乗り入れる場合は、当該施設管理者の許可を受けること。また、運転に際しては細心の注意を払い、ハザードランプを点灯のうえ、徐行運転（直ちに停止することができる速度で運転）をすること。
 - 3 受託者は、気象情報を把握し、豪雨、強風、積雪などの荒天時には、常に対処できるように準備をしておくこと。
 - 4 受託者は、「労働安全衛生法」など関係法規の定めるところにより常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生防止に努めること。
 - 5 受託者は、ガソリンなどの危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて、関係法令の定めるところに従い、安全対策を講じること。
 - 6 作業に従事する者は、作業に支障のない服装、ヘルメット、安全ベルトを着用するなど、必要な安全対策を講じること。また、熱中症対策が必要な時期には臨機応変な対応をすること。
 - 7 業務責任者は、事前に作業に使用する機械器具の点検整備を行い、使用方法、注意事項などを遵守して事故の未然防止に努めること。
 - 8 受託者は、事故などが発生した場合には、被害者の救助を最優先して行うとともに、二次災害を防止するために必要な措置を講じ、委託者及び関係機関に直ちに連絡すること。また、事故の原因、経過、被害の状況などについて、遅滞なく事故報告書を作成し提出すること。

(交通及び保安上の措置)

- 第17条 受託者は、交通の障害となる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう十分に注意する。
- 2 交通及び保安に関係のある作業については、関係官公署の指示事項を遵守し、十分な対策を講じるものとする。

(完了書類)

第18条 受託者は、業務完了後（中間完了も含む）ただちに業務完了報告書とともに業務報告書類を担当職員に提出するものとする。【別表3】

ただし、担当職員が必要ないと認めたときは、これに準ずる報告書を提出するか、又は省略することができる。

第2章 植物管理

第1節 芝生地管理

(目的)

第19条 芝生地管理は、以下を目的とする。

- (1) 芝生の美観の維持
- (2) 芝草の健全な育成

(機械芝刈 ロータリー式／ハンドガイド式／肩掛式)

第20条 刈り込み前には、小石、空き缶などを取り除き、通行人に危害を与えないようにする。また、器物及び樹木などを損傷しないように注意する。

- 2 カッターによる小石などの飛び跳ねのないように対策を講じ、常に注意して実施すること。
- 3 刈り残しや刈りむらのないよう均一に刈り込む。
- 4 ロータリー式芝刈機又はハンドガイド式芝刈機での作業が困難な場所については、肩掛式芝刈機又は手刈りで行う。
- 5 刈り取った芝は、速やかに搬出処理する。

(芝生内抜取除草)

第21条 雑草は雑草フォークなどを用いて、根から抜き取る。

- 2 除草の際、芝生を傷めないよう、注意して作業する。
- 3 除草後は、不陸のないように整地し、清掃する。
- 4 抜き取った草は、速やかに搬出処理する。

(芝生施肥養生)

第22条 施肥は、むらのないよう均一に散布する。

- 2 固形肥料を施す場合は、降雨直後など葉面が濡れているときは行わない。
- 3 肥料の種類、施肥量は設計図書に準じるが、芝生の生育状況により肥料配合率や施肥量の調整が必要な場合は担当職員と協議する。
- 4 芝生が著しく損傷している場所へは、施肥後ローピングなどで囲い養生を施す。

(灌水)

第23条 灌水は、水が十分に根に浸透するまで均一に行う。

2 夏季は朝又は夕方に行い、冬季は日中に行う。

第2節 草地管理

(目的)

第24条 除草・草刈などは、以下を目的とする。

- (1) 公園緑地の美観の維持
- (2) 樹木などの生育阻害の防止
- (3) 病虫害発生の防止
- (4) 見通しの確保

(機械除草 ハンドガイド式／肩掛式)

第25条 刈り込み前には、小石、空き缶などを取り除き、通行人に危害を与えないようにする。また、器物及び樹木などを損傷しないように注意する。

- 2 カッターによる小石などの飛び跳ねのないように対策を講じ、常に注意して実施すること。
- 3 刈り残しや刈りむらのないよう均一に刈り込む。
- 4 機械での作業ができない場所は、肩掛式又は手刈りで行う。
- 5 刈り取った草は、速やかに搬出処理する。

(人力除根)

第26条 実生の木本類及びつる植物を含む雑草は根から抜き取る。

- 2 既存植物を傷めないように注意する。
- 3 除草後は、不陸のないように整地し、清掃を行う。
- 4 抜き取った草は、速やかに搬出処理する。

(人力除草)

第27条 鎌などを用い、雑草を根元から刈り込む。

- 2 既存植物を傷めないように注意する。
- 3 刈り残しや刈りむらのないよう均一に刈り込む。
- 4 除草後は、不陸のないように整地し、清掃する。
- 5 刈り取った草は、速やかに搬出処理する。

(機械除根)

第28条 グラウンドなどにおける除根を行う際には、必要に応じた機械を使用する。

- 2 作業には周囲の通行人、作業員などに危害の及ぶ要因がないか十分確認する。
- 3 除根後は、不陸のないよう整地し、清掃する。
- 4 除根した草は、速やかに搬出処理する。

第3節 樹木管理

(目的)

第29条 樹木管理は、以下を目的とする。

- (1) 美しい景観の維持
- (2) 樹木の健全育成の促進
- (3) 公園内の見通しの確保
- (4) 民有地への枝葉の越境防止及び解消
- (5) 病虫害の予防
- (6) 台風、強風などによる枝折れの予防

(生垣剪定 機械刈)

第30条 枯れ枝、徒長枝などを剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈り込み、天端を揃える。

- 2 樹木の特性を十分考慮して剪定の位置、方法などを決めるようにし、特に針葉樹は萌芽力を損なわないように注意する。
- 3 刈り込機で刈り込んだ後、裂けたりつぶれたりした枝の切り口を鋏で切り戻す。
- 4 尖った切り口がないよう、鋏で切り戻すなど、適切な処置をする。
- 5 刈り取った枝葉は、速やかに搬出処理する。なお、枝葉又はゴミが樹冠内に残らないように取り去る。

(低木刈込等剪定)

第31条 枝の密生した箇所は、中透かしを行い、刈り地原形を十分考慮しつつ、輪郭線を作りながら刈り込む。

- 2 花木類を刈り込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意する。
- 3 刈り取った枝葉は、速やかに搬出処理する。なお、枝葉又はゴミが樹冠内に残らないように取り去る。

(軽剪定)

第32条 樹木の生育上好ましくないものに対し、樹木本来の形、枝張りのバランス、樹木の性状や特性を考慮の上切除する。

- 2 剪定すべき枝は、枯れ枝、弱小枝、病虫害枝、傷害枝、危険枝、不要枝などとする。
- 3 剪定した枝葉は、速やかに搬出処理する。なお、枝葉又はゴミが樹冠内に残らないよう

に取り去る。

(強剪定)

第33条 軽剪定に加え、樹形を考慮した切除を適切に行う。

- 2 芯は原則として止めないこととするが、やむを得ず摘芯する場合は、別の芯を仕立てる。
- 3 剪定の際には、バークリッジを残し、できる限りブランチカラーに近い正しい位置で剪定するものとし、「ぶつ切り」は行わない。
- 4 概ね直径15cm以上の太い枝を剪定した場合は、必要に応じて切り口に癒合剤を塗布する。
- 5 剪定した枝葉は、速やかに搬出処理する。なお、枝葉又はゴミが樹冠内に残らないように取り去る。

(仕立物剪定)

第34条 マツ・ウメなど樹姿を鑑賞するものを剪定する場合は、新芽の発芽時期、花芽の形成時期などを考慮して実施する。

- 2 剪定した枝葉は、速やかに搬出処理する。なお、枝葉又はゴミが樹冠内に残らないように取り去る。

(伐採)

第35条 周辺の樹木、建築物、工作物などを損傷しないよう注意する。

- 2 原則として切り口は地際で処理し、公園利用者の障害にならないようにする。
- 3 伐採した枝葉は、速やかに搬出処理する。なお、枝葉又はゴミが他の樹冠内に残らないように取り去る。

(除伐・つる切り)

第36条 景観上又は生育上不良な樹木を伐採する。

- 2 幹や枝にからみついたつる植物を除去する。
- 3 除伐した枝葉やつるは、速やかに搬出処理する。なお、枝葉、つる又はゴミが他の樹冠内に残らないように取り去る。

第4節 花壇管理

(植え替え)

第37条 植え替え場所は、ゴミなどを除去後、植栽面を20cm程度まで掘り起こした上で、凹凸のないよう均一にならす。

- 2 古株、雑草などは、根から掘り起こし、土を払う。
- 3 施肥を行う場合は、むらなく均一に撒き、土と混合させる。

- 4 苗の植え付けは、密度に注意し、むらなく植え込む。
- 5 植付け後はよく灌水し、傾き又は浮き上がる苗などは植え直しする。

第3章 清掃

(目的)

第38条 清掃は、園路や広場など公園緑地の美化を目的とする。

(基本清掃)

第39条 通常の公園利用により発生したゴミなどの収集及び園内清掃を行う。

- 2 ゴミ、危険物などは、取りこぼしのないように収集し、分別の上、適正に処理する。
- 3 低木類の中にあるゴミは、樹木を傷めないように注意して取り除く。
- 4 落ち葉は、ゴミと同様に処理対象とするが、林帯、低木などの植樹帯で、堆積させ土に還元させることが樹木の生育に相応しいと担当職員が認めた場合は、残置処理とする。
- 5 ベンチ、テーブル等を快適に利用できるように蜘蛛の巣や糞等を清掃すること。
- 6 遊具周辺や園路などで動物の糞を発見したら速やかに取り除く。
- 7 園路に落ち葉や枝などが堆積し利用に支障がある場合は、熊手、竹ぼうきなどを用いて清掃する。

(池泉清掃)

第40条 人工池及び噴水など人工底面施設及び付帯構造物の清掃を対象とする。

- 2 水を抜き、デッキブラシや環境負荷の少ないクレンザーなどで汚れを落とし、水洗いする。
- 3 砂、ゴミなどは、速やかに場外処理する。
- 4 池泉に鯉、金魚などの鑑賞魚類が生育している場合は一時外に移し、清掃完了後に戻す。ただし、ブラックバス、ブルーギルなどの外来魚類は処分する。

(便所清掃)

第41条 壁面、床面、便器などの汚れを環境負荷の少ないクレンザーなどで落とし、便器内に異物がある場合は除去する。

- 2 便器内の尿石汚れを除去する場合には、酸性洗剤を使用することとし、十分に洗い流すこととともに換気等の使用上の注意を守ること。なお、酸性洗剤は樹脂を傷つけるため、樹脂便器や便座等へ付着することがないように注意すること。
- 3 簡単な排水管の詰まりは、適正な器具や薬品を使用して通水の確保を図る。
- 4 窓ガラスの清掃を行い、天井などにある蜘蛛の巣除去を行う。
- 5 トイレットペーパーは芯無しタイプを配置するものとし、その補充品は受託者が用意する。

- 6 簡易汲取り式トイレには、水洗用の水の補充をする。
- 7 汲取り式トイレの便槽内を確認し、汲取りが必要と認められる場合には担当職員へ連絡する。

(特別清掃)

第42条 舗装又はインターロッキングの園路や広場、ベンチなどに落下した鳥などの糞、汚れをデッキブラシにより洗浄する。

第4章 発生材処分

(発生材の処分 (松くい虫被害木以外の発生材))

第43条 受託者は、発生材を現場に存置することなく、作業の都度搬出し、一般廃棄物再生利用業者(草木類)に搬入し、適正に処分するものとする。ただし、あらかじめ担当職員の確認を得たものについては、この限りではない。

- 2 枝葉・草等の処分時には、発生材の重量を計測し、計量伝票の写しを提出する。
- 3 搬入する際は、第13条第2項の黒板(電子黒板も可)を入れ、①搬入先の許認可看板、②計測状況、③処分状況を1回以上撮影する。

(松くい虫被害木の発生材)

第44条 マツノザイセンチュウ病被害にあった松の伐倒木はすべて場外搬出し、破砕処理とする。樹幹等を除いた枝条についても同様に破砕処理とする。

- 2 搬出作業後は、伐倒木の樹幹及び枝のすべてが搬出されたことを確認する。特に、害虫がいる可能性の高い細い枝の部分を現場へ残さないこと。
- 3 伐倒木の破砕に当たっては、破砕後の木片の厚さが6mm(木材チップパーにより破砕する場合は15mm)以下となるように破砕するか、若しくは破砕後マツノザイセンチュウやマツノマダラカミキリの幼虫が死滅する処理をする。
- 4 破砕処理は浜松市指定の一般廃棄物再生利用業者に搬入する。搬入後は、計量伝票の写しを提出すること。
- 5 搬入する際は、第13条第2項の黒板(電子黒板も可)を入れ、①搬入先の許認可看板、②計測状況、③処分状況を1回以上撮影する。

第5章 病虫害等の防除

(目的)

第45条 病虫害や一部の雑草の発生は、植栽等の健全な生育を妨げ、機能の低下をもたらすほか、公園緑地等の利用者や周辺住民に対し不快感や虫刺されなどの被害を与える。また、場合によっては、周辺の庭木類にも被害が波及する恐れがある。このため、病虫害等を早期に発見し、発生を認めたら防除することを目的とする。

(薬剤散布等)

第46条 農薬使用にあたっては、農薬取締法その他関係法令、及び農林水産省、環境省の「住宅地等における農薬使用について（平成25年4月26日 25消安第175号・環水大土発第1304261号）」、浜松市の「浜松市の施設における薬剤の適正使用に係る基本指針」、「薬剤の適正使用マニュアル」を遵守すること。

2 使用する農薬は、農薬取締法に基づいて登録された、当該防除対象の樹木などに適用のあるものを用い、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）、使用上の注意事項を守って使用する。また、現地混用は基本的には行わないこと。

3 事前（十分な時間的余裕をもって）に周辺住民などに対して、以下の項目について、公園緑地等の入り口や対象樹木等にも立て看板や掲示等で表示を行うなど、十分な周知を行うとともに、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮する。

（1）農薬使用の目的（対象樹木や農薬使用の目的を具体的に記す。）

（2）散布日時（気象条件が合わない場合の代替日も記す。）

（3）使用農薬の種類（具体的な農薬名、成分、希釈倍数、使用量、散布方法を記す。）

（4）散布方法

（5）散布場所（場所を具体的に記入し、見取図等を使用する）

（6）注意事項

（7）受託者及び委託者の連絡先

（8）その他（公園緑地等の利用者に対する注意事項など）

4 子どもや妊婦の薬剤使用について、散布の時間帯に配慮するなど、必要に応じて子どもや妊婦が近づかない措置をとる。

5 使用する農薬の種類は、低毒性の薬剤を使用すること。毒性は普通物、劇物、毒物の順に高くなる。

6 農薬の種類、実施日、時刻、周知方法などについては、担当職員と調整の上、決定する。

7 散布する際は、周囲に利用者等が少ない時間帯を選ぶなど考慮する。また、立て看板やロープ等により立ち入りの制限や必要に応じて見張りを立てること等により、散布区域内に歩行者などが入らないように最大限の配慮を行う。加えて、散布区域及び周辺の車両、家屋、ペットなどに農薬がかからないように十分注意するとともに、必要により養生する。

8 散布の際は農薬の飛散を抑制するノズルを使用し、風向きやノズルの向きに注意して、必要最小限の箇所に最小限の量に散布し、農薬の飛散防止に最大限配慮する。また、噴霧器の使用にあたっては、散布圧力を上げすぎないように使用すること。

9 農薬の調合又は散布を行うときは、農業用マスク、保護眼鏡等の防護具を着用し、かつ、農薬の取扱いを慎重に行うこと。

10 降雨、風の強い日は散布を中止すること。

- 11 落下した枝葉、害虫は清掃すること。
- 12 散布後は、現地に散布した旨を表示するとともに、必要に応じて周囲にロープを張るなどにより、しばらくの間立ち入りを制限すること。
- 13 使用機器及び薬品の保管については、事前及び事後を通じ十分注意し、作業終了後は法令に従い処理すること。
- 14 空き瓶、残液の処理についても法令に従い処理すること。
- 15 記録写真に、農薬の使用量及び空き瓶・残液の処理方法が確認できるように撮影すること。
- 16 作業後、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称及び単位面積あたりの使用量又は希釈倍数、散布量などについて、記録簿を作成し5年間保管するとともに、記録簿の写しを担当職員に提出すること。

第6章 その他

(その他)

第47条 運動施設などの管理業務が重複していないか、双方の予定を十分に調整した上で作業に入る。

- 2 受託者は、下記に示す異常事態の場合には早期発見に努め、その処理については、速やかに担当職員に報告し、指示を受ける。
 - (1) 災害や事故、異常気象による倒木などの非常事態
 - (2) 公園緑地樹木の急激な衰弱、枯損木の発生
 - (3) 枝の伸長による民地、沿道施設への越境
 - (4) 病虫害の発生
 - (5) 不法投棄物の発見
 - (6) 施設の破損発見
 - (7) その他、受託者としての意見など

【別表 1】

関係書類一覧表

No.	書 類 名	備 考
1	委託業務着手届（様式 1）	・業務責任者を記載 業務責任者は、造園施工管理技士 1 級又は 2 級を有するものとする。 ・技術資格証明書を添付
2	再委託に関する協議依頼書	・該当する場合
3	業務委託一部再委託届※	・該当する場合 ※届出がなく、かつ、受託者が現場に不在で、やむを得ず他の事業者へ業務応援を依頼する場合は、必ず担当職員へ連絡すること。
4	廃棄物再生利用業者指定証	・該当する場合 ・業務計画書内に盛込むことも可
5	業務完了報告書(中間)※	・該当する場合
6	業務完了報告書※	
7	業務計画書	【別表 2】
8	業務報告書	【別表 3】 ・定期業務は翌月の 10 日までに提出
9	作業工程表	・定期業務のみ提出 ・前月の 20 日までに提出
10	休日・夜間作業届※	・該当する場合 ・作業日前日 <u>までの開庁時間内※</u>に提出（メール提出可） <u>※開庁時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで</u>

※浜松市共通様式使用

【別表 2】

業務計画書内容一覧

No.	事 項	記述内容	500 万 円 以上	500 万円 未満	備 考
1	業務概要	業務の名称、履行期間、業務委託料、委託者、受託者、実施箇所・数量など	○	○	
2	業務工程表	各種目の作業工程	○	○	・ 公園樹木等管理業務は不要
3	現場組織表	業務に携わる組織表 緊急連絡先（夜間、休日）	○		
4	安全管理	従事者、公園利用者などへの安全管理計画	○		
5	使用機械	使用機械の一覧表	○		
6	作業方法	作業手順、周辺住民や公園利用者への配慮、作業中の配慮 など	○		
7	緊急時の体制及び対応	緊急時（異常気象、災害時など） 緊急時体制表と対応など	○	○	・ 委託者の夜間・休日連絡先は本庁守衛室
8	発生材処理方法	搬入先の業者名、住所、連絡先など	○	○	
9	廃棄物再生利用業者指定証		○	○	
10	その他	担当職員との協議で必要事項を記述	○	○	

【別表 3】

業務報告書内容一覧

No.	事 項	内 容	備 考
1	出来高一覧表	・ 公園名、作業数量が確認できるもの ・ 作業日の確認	
2	記録写真	・ 写真は公園毎に工種別に整理する。 ・ 作業回数が定められた業務は回数分全ての写真を提出する。 ・ 担当職員との立会いの記録写真も提出すること。	
3	発生材処分の計算 伝票写し	・ 伝票は公園名、処分先の名称、処理者名、処理量が確認できるようコピーする。 ・ 処理量一覧表、搬入時写真を添えて提出する。	・ 該当する場合
4	その他	・ 担当職員が必要と認めたもの	

(様式1)

(公園管理事務所)

所長	副所長	グループ長	担当

令和 年 月 日

委託者 浜松市長

住所又は
所在地

受託者

氏名又は
名称

委 託 業 務 着 手 届

次のとおり委託業務に着手するので、共通仕様書第4条の規定により届け出ます。

記

業 務 の 名 称	(課名) 公園管理事務所 (番号) 第 号
業 務 の 場 所	浜松市 地内
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
業 務 委 託 料	

業 務 責 任 者	氏名	法令による免許等又は経歴
	職名	
	氏名	法令による免許等又は経歴
	職名	

(様式2)

(起案用) or (受託者用)

所長	副所長	グループ長	担当

指示・承諾・協議・提出・報告書

[illegible]

- 注1. 不要な文字は＝で消すこと。
2. 起案用、受託者用の2部複写とする。
3. 起案用は、上欄に決裁欄を設ける。